

第一百四十五回

参議院経済・産業委員会会議録第七号

(一五四)

平成十一年四月十五日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月十三日

辞任

今泉

昭君

四月十四日
辞任

前川

忠夫君

四月十五日

辞任

陣内

孝雄君

中曾根弘文君

築瀬進君

出席者は左のとおり。
委員長
理事補欠選任
築瀬進君
谷林正昭君國務大臣
(内閣官房長官)

政府委員

公正取引委員会
委員長
事務総局経済取引局長
金融監督庁検査部長
生活企画庁国民生活局長山田昭雄君
五味廣文君
金子孝文君

○委員長(須藤良太郎君) 不正競争防止法の一部を改正する法律案及び訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案の両案を括して議題とし、質疑を行います。

○加納時男君 おはようございます。私は、訪問販売法と割賦販売法に絞りまして質問させていただきたいと思います。

○加納時男君 おはようございます。私は、訪問販売法と割賦販売法に絞りまして質問させていただきたいと思います。

○加納時男君 従来の経緯だとか自主規制の成果を見て考える、あるいは典型的なものを取り上げたり、このように考えておるわけございます。

○加納時男君 従来の経緯だとか自主規制の成果を見て考える、あるいは典型的なものを取り上げたり、このように考えておるわけございます。

○不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

とを私は申し上げたいわけで、四業種が全部で今

一万三千五百と申し上げたんですが、一つの業種でもつて一万四千五百もあるというのがそれが資格商法であります。

おどとい都の生活文化局の参考人の方に、東京

都は全国と若干違うと思うんですけれども、どのくらいですかと伺ったところ、エステが千九百、会話が千百、塾が四百、家庭教師が三百六十、これは都内だけですけれども、こういう数字がありまして、そのときに、資格講座はどうですかと聞いたら、六百二十八とおっしゃいました。だから決して少なくはない。ですから、資格講座については確かにいろんな議論があつたと思うんですけれども、今後ともぜひ考えてほしいということを申し上げたいと思います。

資格講座について何かコメントがありましたらお願ひしたいと思います。

○政府委員(岩田満泰君) 資格講座の問題でございますが、この内容がほとんどのものがいわゆる電話勧誘販売ということになつております。実際は平成八年に訪問販売法の改正をしていただきましたときの一つの実的なテーマであつたわけでございます。その意味で、電話勧誘販売に係ります消費者トラブルの対応ということで規制の導入をしていただいたということでございます。

その結果と申しましようか、資格講座に係る相談件数、それまで増加傾向にあつたものが法改正後は減少に転じているということをございますけれども、苦情相談件数は見ましたときにお上位にあることは御指摘のとおりでございます。

この内容についてでございますが、確かに電話勧誘という勧誘方法における問題点というものがまず第一に目につく点は明らかであるわけでございます。これは同時に、私ども、現時点におきま

して御指摘も踏まえて考えてみますに、解約に

関する苦情相談というのも寄せられておりまして、今後ともこの苦情相談の内容といふものによく注視いたしまして、解約問題ということになりますればまさに特定縦創的役務の問題として対応

を図る必要がある可能性があるというふうに考

えておりまして、そうした形で追加するということでもつて一万四千五百もあるのがそれが資格商法であります。

おどとい都の生活文化局の参考人の方に、東京

都は全国と若干違うと思うんですけれども、どのくらいですかと伺ったところ、エステが千九百、会話が千百、塾が四百、家庭教師が三百六十、これは都内だけですけれども、こういう数字がありまして、そのときに、資格講座はどうですかと聞いたら、六百二十八とおっしゃいました。だから決して少なくはない。ですから、資格講座については確かにいろんな議論があつたと思うんですけれども、今後ともぜひ考えてほしいということを申し上げたいと思います。

資格講座について何かコメントがありましたらお願ひしたいと思います。

○政府委員(岩田満泰君) 資格講座の問題でございまして、電話勧誘による苦情が減つたということは、確かにこの電話勧誘というのを織り込んだというのでは、電話勧誘による苦情が減つたというのは、わかります。けれども、私しつこく言つたのは、

平成九年度のフィスカルイヤー、会計年度の東京都の調査でも結構多い、全国調査でもまだ多いとおっしゃるとおり、電話勧誘が九割ぐらいあつたんですね。平成八年に法改正をして訪問販売法の中にこの電話勧誘による苦情が減つたんだというのでは、電話勧誘による苦情が減つたというのは、わかります。けれども、私しつこく言つたのは、

平成九年度のフィスカルイヤー、会計年度の東京都の調査でも結構多い、全国調査でもまだ多いとおっしゃるとおり、電話勧誘が九割ぐらいあつたんですね。平成八年に法改正をして訪問販売法の中にこの電話勧誘による苦情が減つたんだというのでは、電話勧誘による苦情が減つたというのは、わかります。けれども、私しつこく言つたのは、

平成九年度のフィスカルイヤー、会計年度の東

ルによる取り組みをまず参考にさせていただきま

して、取引適正化の観点から、その中から特に法制化の必要な高いもの、あるいは法制化に同じむものというような二つの観点から検討いたしました。

具体的には、今御指摘ございましたような契約締結時の書面交付の義務づけでございますとかクーリングオフ、あるいはその契約に特徴的な中途解約の制度等々を盛り込みまして、また威迫、困惑、不実告知、誇大広告の禁止といった行為規制を導入したということをございます。

○加納時男君 わかりました。

今のお話の中でもちょっと触れておられなかつたことでありますけれども、これまで自主規制の中に入つていただけたもので、前受け金の上限額を定めるこれが私はあつたように思います。それから、

おどといの議論では、これは日弁連の方だったですか、前受け金の保全措置を書くべきだというお

話があつて、私は若干違う意見なんですけれども、これについてはどんな御見解ですか。前受け金に限定してお答えいただけたらと思います。

○政府委員(岩田満泰君) 御指摘の前受け金の上限設定につきましては、御指摘のようすに自主ルールの中には定められているわけでございますが、産業構造審議会において御議論いただきました。

ここは、法的な規制によってどこまでカバーすべきであり業界の自主的な対応によってどこまで

おどといのお話ではアクトサイダーが九割もある

ということになるわけでございまして、このよう

になつていてる四業種は平成六年度から自主規制に入つて、書面交付であるとかクリーリングオフとか

中途解約等について自主規制が行われてきた。こ

れに期待していただけでありますけれども、成果もあつたけれども不十分なところもあつた。特に

おどといのお話ではアクトサイダーが九割もある

ということになるわけでございまして、このよう

な新しい業界、いろいろな方が目標してこられる

可能性があるものについてそうした業規制をとる

ことがいいかどうか、あるいはまたそのための行

政コストというもののとの関係をどのように考えるかというような点の議論もございました。

その結論としては、前受け金の保全措置という

ことではなくて、任意に前受け金の保全措置をとつておられるかおられないかということをまず

います。

また、前受け金の保全の問題について御指摘でございますが、この点につきましても、保全を法的に義務づけるということについては適切ではないという結論が出されたわけでございます。この

理由はさまざまございますけれども、一つには立法例との関係でございまして、既存の立法例を見ますると、すべて業規制がとられているものに限り前受け金の保全措置がとられているわけあります。前受け金と申しますのは、業規制のようないいという結論が出されたわけでございます。

具体的には、今御指摘ございましたような契約締結時の書面交付の義務づけでございますとかクーリングオフ、あるいはその契約に特徴的な中途解約の制度等々を盛り込みまして、また威迫、困惑、不実告知、誇大広告の禁止といった行為規制を導入したということをございます。

○加納時男君 わかりました。

今のお話の中でもちょっと触れておられなかつたことでありますけれども、これまで自主規制の中に入つていただけたもので、前受け金の上限額を定めるこれが私はあつたように思います。それから、

おどといの議論では、これは日弁連の方だったですか、前受け金の保全措置を書くべきだというお

話があつて、私は若干違う意見なんですけれども、これについてはどんな御見解ですか。前受け金に限定してお答えいただけたらと思います。

○政府委員(岩田満泰君) 御指摘の前受け金の上限設定につきましては、御指摘のように自主ルールの中には定められているわけでございますが、産業構造審議会において御議論いただきました。

ここは、法的な規制によってどこまでカバーすべきであり業界の自主的な対応によってどこまで

おどといのお話ではアクトサイダーが九割もある

ということになるわけでございまして、このよう

になつていてる四業種は平成六年度から自主規制に入つて、書面交付であるとかクリーリングオフとか

中途解約等について自主規制が行われてきた。こ

れに期待していただけでありますけれども、成果もあつたけれども不十分なところもあつた。特に

おどといのお話ではアクトサイダーが九割もある

ということになるわけでございまして、このよう

な新しい業界、いろいろな方が目標してこられる

可能性があるものについてそうした業規制をとる

ことがいいかどうか、あるいはまたそのための行

政コストというもののとの関係をどのように考えるかというような点の議論もございました。

その結論としては、前受け金の保全措置という

ことではなくて、任意に前受け金の保全措置をとつておられるかおられないかということをまず

しましようか、そういうような措置をとることが大事なのではないかということ。同時に、その事業者の財務内容についてこれを開示すると、いうことで、財務関係の書類の閲覧あるいはそのコピーの提供というようなことを義務づける規定を置きまして、消費者の側において情報を入手して、それぞれのお立場から検討していくいただき、どのような事業者を選択するかというような形の体系をとらせていただきたい、このことがとても望ましいであろうという結論に達した、こういうことでございます。

○加納時男君 私は、保全措置についてはこれはいろんな意見があり得ると思います。今のお話も私は一つ有力な考え方だと思っています。特に、保全措置があるかどうかを消費者が知つて判断して、そこで自分が契約するということは大事だと思いますが、財務状況も開示することは大事だと思っています。これは今回の法案に入っていると私理解していますが、そういう見方もあるということではこれは理解できるかと思います。

それから、前受け金の上限値については、私はやっぱりこれはあつた方がいいと思います。これは法で規制するのがいいのか、自主規制としてやるのかということですけれども、私は自主規制でもいいからこれはやはりやつた方がいいだろうと。ただ、自主規制としてこれをやるべきだといふのは自主規制とは言わないわけで、これは行政介入とかあるいは法規制に準ずるものでありますから、自主規制というのではなくとも企業の自主的な責任として私はこれをやつてほしいと思っています。

そういうことを述べまして、次に抗弁権の接続に移りたいと思います。

これも今回の法改正の大きな目玉の一つだったと私は思うんです。エステ業者を初めとして、この間、いろいろお話を伺うと小さな企業もあると、倒産してしまうものもあるし、転業したり廃業したりする。契約がなくなつてしまつたけれども、お金が一括前受けとすることなのでほかで調達をし

た、それが継続的役務提供契約業者があつせんによつてローンを組んでいたとか、いろんなケースがあつて苦情になつていてるわけでございますが、中にはクレジットまがいの消費者金融からの請求が多くて苦情になつていてるというケースも随分あるようでございます。

今回のローン提携業者、それから割賦購入あつせん業者に対する抗弁権の接続でこれらの問題が全部解決できると考えられるのか。私はどうも何か脱法行為が残るような気がしてしようがないで、これにぜひきょう歯どめをかけさせていただきたくと思うんですけども、例えば役務提供契約と金銭消費貸借契約、これは違う話なんですね。これがリンクしているように一見見えるような場合、お客様の方はこれはリンクしているんだと考え、よく見ると実は別だというので今後苦情が出てるんじゃないかと思うんですが、こういう場合に抗弁権が接続されるかどうか、この辺どうでしようか。

○政府委員(岩田満泰君) 御指摘のよう、今般、割賦販売法の対象に役務取引を追加していただきたいということで改正の御提案を申し上げておるわけでございます。そうなりますと、商品の販売の場合と同様に、役務提供事業者に例えば債務不履行があったというような場合の事由をもちまして、消費者が割賦購入あつせん業者、信販会社のような、あるいは場合によりまして金融業者もありますが、支払い請求に対応できるといういわゆる抗弁権の接続の手当ができるようになるというところでございます。

○加納時男君 ありがとうございます。一番私が聞きたかったことを明快に答えていただきましたので、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

残った時間が三分程度でございますので、最後に謝野通産大臣にこれからの大変な課題について御見解を伺いたいと思います。

電子商取引の話でございます。インターネットの利用が急速に進んでおります。この結果、消費者トラブルもふえておりまして、中には、外国と通信をしておりますと、これあなたたう思いますが、この上での重要な点は、役務提供事業者と例えれば金融機関あるいは貸金業者との関係におきまして、金銭消費貸借契約と役務提供契約の間に

密接な、いわゆる牽連関係とよく申されますけれども、そうした牽連関係が存在するかしないかという点がございます。したがいまして、このあつせんに該当すれば抗弁権の接続が図られるということになるわけでございます。

また、そうしたものとの紛争が起きたような場合にも、最終的には個々の判断ということが残る場合があるわけでございますけれども、今般の訪販法の改正案十七条の三におきまして、エステのような特定継続的役務提供事業者に対して書面交付義務を課しているわけでございます。その内容をいたしまして、お金を借りて自分の事業所にお金を支払つてもらうという消費者との間の関係が発生したときに、抗弁権の接続があるのであるのかないのか、役務の提供事業者の側がそういうことを書面の中に開示をする、説明をする。そういう情報開示をするということの有無を記載していただきことを義務づけたいというふうに考えております。このようなことをすることによりまして、消費者が自分が契約をするかもしれない、しようと思つている事業者が抗弁権の接続のあるような資金調達の道を紹介したりしているのであらうかないかということの判断をしていただく、そのような道を開きたいと考えておるところでございます。

○加納時男君 ありがとうございます。一番私が聞きたかったことを明快に答えていただきましたので、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 電子商取引は、個人と企業、あるいは企業と企業というようないろいろな取引の形態がございます。正直に申し上げますと、現在、電子商取引に関しましては、国内の法整備は行われていないことはもとより、例えばヨーロッパ、アメリカ、カナダ等々と日本との間で立派な電子商取引の国際的な法的な環境の整備が終わっていないというのが現状であるわけでございます。

個人と企業の場合には、先生今御指摘のように、商品あるいはサービスの提供に対してもコンピューターの通信上でその購入の意思を表示するという立派な電子商取引の形態がござりますから、これを消費者の立場に立つてどう守つていくかということは、国内の業者と消費者との関係もありますし、海外の販売業者と日本の消費者という関係もございます。現に、

は出でてきているわけです。その結果、事例を見ま

すと、高額な請求をされたとか、それからクレジットカード、バスカードが盗用されたとか、それから物は送つてきたんだけれど不良品だったあるいはにせものが来た、そこで文句を言おうと思ったらそれはもうつぶれていたとか、非常にこれは国際的な犯罪とも言えるようなものが起き始めてきております。ちなみに、国民生活センターの調べでも、平成九年度のこういった関係の苦情照会が六百件もあるということでございます。

実は今回、電子商取引というのがこの指定業種に入つていないと私は思つてましたけれども、いろいろ通産省の方に聞いたところ、いや訪問販賣法の中で読むんだよということで、通信分野はもちろん入つていますから通信分野というのも、いろいろ通産省の方に聞いたところ、いや訪問販賣法の中で読むんだよということで、通信分野はもちろん入つていますから通信分野で入つてますというんです。それはそうでもうけれども、これは大臣の御見解をぜひ伺いたいのは、これから商取引が国際化、高度化、電子化してまいります。こういった電子商取引がふえてくるのに当たつて、今回の法改正も踏まえ、通産省としてはどのようない方でこの問題を取り組んでいかれるのか、御覚悟のほどを伺つて質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 電子商取引は、個人と企業、あるいは企業と企業というようないろいろな取引の形態がございます。正直に申し上げますと、現在、電子商取引に関しましては、国内の法整備は行われていないことはもとより、例えばヨーロッパ、アメリカ、カナダ等々と日本との間で立派な電子商取引の国際的な法的な環境の整備が終わっていないというのが現状であるわけ

特定のスポーツ用品等については、私の友人たちも海外からそういうものの販売をインターネット上で知つてそれに対し契約をする、あるいは国内でもそういうことはもう既に行われております。

したがいまして、そういうことに關しまして、通常は正しい御商売をしている業者がほとんどでございますが、例外的にそういう詐欺的な商法があつたとしたらそれをどうするかということござります。一般的には刑法の詐欺罪等が適用されるわけですが、コンピューター上での取引という特別な取引、紙の上では見えない取引でございます、これに対する消費者保護をどうするかという問題は残っております。

それから企業間につきましては、電子商取引ということはこれからますます盛んになります。そのときには通常の取引ですと、俗な言葉で言えば企業の本人確認といふのは例えば印鑑証明等で行うわけでございますが、これを紙の上に書いた契約ではなく、あるいは印鑑証明等、企業を正当に代表しているかどうかということを確認する、そういうことについてはコンピューター上あるいはインターネット上で電子商取引を行うときにはどうしたら相手の確認ができるかという本人確認の問題が契約法上当然あるわけでございます。しかしながら、この問題については、法務省、郵政省、通産省が事務的にこのための法律の整備を早急にやらなければならぬという意識に目覚めまして、事務局同士は既に話し合いを始めております。いずれにいたしましても、これは国内法整備であるいは國際間の取引もございますから、國際間で統一した基準で取引を行う、安心して取引ができるという国際的な取り決めも必要でございます。

に日本が一步おくれるという私は懸念を持つております。

○加納時男君　ありがとうございます。終わります。

○烟憲君　自由民主党の烟憲でございます。終わります。

議員にかわりまして、私の方は不正競争防止法について伺わせていただきます。

今回、不正競争防止法を改正することによりまして、デジタルコンテンツのコピー管理技術ですとかアクセス管理技術を無効にすることを目的とする機器やプログラムの提供行為について、民事上の差し止め請求として損害賠償請求が行えるということは、これはまことに朗報だと思います。しかし、これはまさに朗報だと思います。

喫緊の課題でございますので、ぜひ一刻も早く法案を通していただきたいと思っております。

また、法を執行する上で、この不正競争防止法という法律自体、実務的大変強力で、かつ利用価値の高いものであるということは法律家の方々からもよく承っておりますので、その実効性については大いに期待させていただいております。

きょうは、それを前提に、なお残ります若干の疑問、不安について伺つてしまひたいと思います。

まず一点目ですが、今回、コピープロテクト除去法という法律を使ったのか、この点について伺いたいと思います。

この法律は、そもそも目的としては、第一条にありますように、「事業者間の公正な競争及びこれらに関する国際約束の的確な実施を確保するため」につくられたものであります。ところが、コピー・プロテクト解除というのは、明らかにこれは競争関係にある者が不正な行為を行つてその競争を有利にしようとしたことを禁止する不正競争防止法を、プロテクト外しのハードやソフトといふ違法な物件を提供、販売する行為を取り締まるのに使うと。いささか論理的に飛躍があるようと思われるんですけれども、今回このような措置をなされたのはなぜなんでしょうか。

○政府委員(江崎格君)　今回お願いしております法律の改正案でございますけれども、これはコピーの管理技術とかあるいはアクセス管理技術を無効化する機器やプログラムの販売などを不正競争行為として位置づけて、民事救済の対象にするということでございます。

まず、今御指摘の著作権との関係でございますけれども、コンテンツを見たり聞いたりするといふいわゆるアクセスとすることなんですが、これだけだと著作権の侵害には当たらないというふうに従来位置づけられております。したがいまして、アクセスだけをするような例えは不正の機器をつくつてそれを販売するということになると、著作権の侵害の問題にはまずならないということになると思思います。

それから、そのコピーをつくるということになりますと、これはもちろん著作権の問題にはなるわけでございます。ただ、今回お願いしておりますようなコピーの管理技術を無効化する機器をつくつてそれを販売するという段階ですと、機器を売っているだけということですから、まだ実は特定の著作権が侵害されたということにはなってないわけでございます。そういたしますと、侵害された著作権者が特定していいことなどはできませんから、著作権に基づく民事救済の対象にはできないということになります。したがいまして、著作権法ではこの点では対応ができないということになるかと思います。

一方、不正競争防止法でございますけれども、これは昭和九年に制定されて以来、不正競争の防歯ということで、事業者の経営上の利益を保護するとともに、これを通じまして公正な競争秩序の維持を図るということを目的にした法律でございました。

この法律は、そもそも目的としては、第一条规定技術が施されているわけでございます。こうした実態を踏まえますと、管理技術を無効化する機器とかあるいはプログラムを提供する行為、これを公正な取引秩序を阻害する行為として不正競争行為として位置づけて、民事救済の対象にするということでございます。

今、先生の御指摘の法目的に「事業者間の公正な競争」という文言は確かにありますけれども、この不正競争防止法は従来から経済の実態あるいは取引の実態に照らしまして不断に見直しをしてきているわけでございます。

現に、営業秘密の不正な開示とか、あるいははのブランドを使って商売をする、そういう場合の従来の裁判例を見ますと、必ずしも当事者が直接競争関係にないというケースがございます。例えば、ヤングルという名前で貸し出しほりの商売をするとか、それからディズニーという名前のパチンコ店を開くというようなことがございます。ただし、これはそれぞれのそういうブランドと直接競争関係にないわけでございますけれども、こうしたのも法律改正をいたしまして民事救済等の対象にするということでございます。つまり、直接競争関係にない者の行為であつても、公正な競争秩序の維持を害するというものは不正競争行為とされています。

では、そういう論理展開によつて今回不正競争防止法が適用されたという、その前提で伺いたいことがあります。

防止法が適用されたという、その前提で伺いたいことがあります。

このままでは、米国で非常に大論争になりました。これが、まだなつておりますMP3の問題なんですね。

これも、MP3という新しい技術が生まれて、これによってコンテンツを提供しようとしている企業が、予定していた管理方法を無視され、エー

ザー側が予定外の行為を、MP3を使ってコンテンツを楽しむということをしたために、コンテンツを提供しようとする企業が最初思つたよりもずっと安く、そこには利益が入らずにコンテンツが楽しめてしまつた、結果的にその企業に非常に大きな利益の侵害ということが起きたと。私としては、起きたその事象というのは、コピープロテクト外しとMP3とは大きく違いが見出せないんです。そうすると、このMP3の問題というのも発展的に、もし日本でこういう問題が起きた場合には不正競争防止法というのが適用されるようなことになるのかどうか、ちょっと疑問があります。

ただ、これは結局、米国でもレコード業界を挙げて大反対をしたわけですから、このファイ

ルをつくるソフトですかそれを機能させるハ

ド、それ自体は違法でないという裁判所の認定がなされた。つまり、新たな技術によって企業の利

益が著しく侵害されたわけですから、違法な

のは、そうしたファイルを著作権者の承諾なく配

布する行為そのものということで、あくまで知的財産権の問題として措置されたわけです。

この問題に関しては現在もソニーが、同社のブ

レイステーションを買うことなくマッキントッ

クなどのパソコンでゲームソフトを楽しめるこ

とを可能にしたソフト、ブレイステーション・エ

ミューラーというものがございますけれども、

これを販売している米国のソフト会社を相手取つて差しとめ請求を行つていますが、結局、差しとめ請求の仮処分さえも棄却されているという状態です。今後勝訴に持ち込むというのは大変難しいという見方がされている。

企業の利益を著しく損ねる機器やプログラムの提供を不正競争みなすとなると、この米国の裁

判所の判断とは見解を異にすることに日本ではな

るのか、またそのエミュレーターに限らず、こうした画期的な技術によってユーザーの利便性がよ

り高まるということを阻害しかねないのでないかという疑問が残るんすけれども、いかがでございましょうか。

○政府委員(広瀬勝貞君) 今度の御審議をお願いしております不正競争防止法の改正、これはまさに先端的な技術分野に係る企業活動に関することでございますので、場合によつてはその技術開発を阻害するようなことにもなりかねないという面もあるわけでございます。

今お話をありましたMP3という圧縮技術あるいはエミュレーターという特定のプラットホームで運用するソフトウエアをほかのプラットホームでも運用できるようにするような技術、こういったものがいろいろ開発されてくる可能性の高い先端的な分野だと思います。

したがいまして、私ども、そういう先端分野の技術開発を阻害することがあつてはならないといふことは十分に気をつけております。今度お願ひをしております改正でも、コンテンツに信号をつけまして、その信号をコンテンツを再生する機械が読み取つて、それを無効化するようなことを禁止したり、あるいはコンテンツを暗号化する、それが解読するようなものをつけるといったことがいけないということに限定をしております。したがいまして、私どもの考え方でも、MP3の話とかあるいはエミュレーターの話というのは今度の規制の対象にはならないというふうに考えているところでございます。

○烟憲君 ありがとうございます。

また、その保護の対象となる技術の試験研究のための開発ということであれば、これはこの法律の対象にならないということを念のため規定をしております。そのようなことで、先生御心配のような技術開発の阻害にならないようによつては、完全に社会的な悪を除去するというような法律というのはなかなか考えつかないわけでございます。

委員が御指摘のように、今日の情報通信関連の技術というのはもう本当に日々進歩しております。そのようなことで、先生御心配のようないい間に我々の考え方がないようなことが出てくるわけでございます。我々は、革命的な進歩をこういう分野が遂げているというふうに思つておりますから、こうした新しいものに対応していくための必要な制度あるいは法律というものが次々に必要になつてくるという状況はいたし

方のことだらうと思つております。

こうした急速な環境の変化に対しましては、既存のさまざまな制度を適用して対応するというこ

とも必要ですし、また、新しい制度あるいは法

通産省としては、技術的、社会的な要請の高い物事を処理しようとすると、状況が変化するたびに、ちょっとと言葉は悪いですけれども、モグラた

たき的に法改正ですか解釈の変更を繰り返して、常に法の体制としては後手後手に回ることにならんじやないか。特にサイバースペースですと

変化の速度というのは非常に速いですし、また工場社会に特化した大きな法律の枠組みというのを

ここら辺で一度考えるべきではないか。

基本法のどのようなものがいいのか、いろいろな方法が考へられると思うんですけれども、少なくとも何か起きたことにばんそうこうを張るような形ではなくて、デジタル社会といふことを大きく包み込む法体系ということを一度新たに設定する

べきではないかと私自身は思うんですが、これはぜひ大臣に一人の政治家として御見解を伺いたい

と思います。

○國務大臣(与謝野馨君) 法律をつくりますとどうしてもその法の網をくぐる人は出てくるわけでございまして、それはモグラたたきと言つてもいい

ことです。しかししながら、これは、先ほど申し上げました

ように、日本の国内だけで解決できるものではありません。また、現在検討しております電子認証・署名、消費者保護などのあり方について具体的な方向性を検討する必要がある。また、これにつきましては、政府内では、郵政、法務、通産で事務的には相談が始まることになつております。

しかしながら、これは、先ほど申し上げました

ように、日本の中だけで解決できるものではありませんで、ある種の国際的な整合性を持つ必要があります。また、先ほど申し上げました

ように、デジタル社会における変化のスピードに私ども役所も追いついていくようになければならない

ことだと思いますし、国会審議における状況もまたそのような変化のスピードに対応しなければならない

ことのことをぜひ御理解いただいて、我が国の経済社会の発展のためにぜひ御貢献をいただきたいと考へております。

○烟憲君 時間も来ておりますけれども、国際調定という面もありますので、各省庁の所管の中で

ばらばらに細切れになつて後手後手に回るということのないように、国際的な整合性をとりながら

大きな枠としてデジタル社会をとらえて法の整備

といふのに全省庁を擧げてぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、またそのリーダーとして通産省が御活躍なさることを期待いたします。

質問を終わらせていただきます。

○福山哲郎君 おはようございます。民主党・新緑風会の福山でございます。

この問題についてはかなりこの委員会でも熱心に御議論いただきましたし、先日の参考人質疑に

おきましたがかなり具体的なお話がありまして、多少重複することがあるかもしませんが、お許

しをいたたきたいといふふうに思ひます

うことは逆に言うとその百倍件数があると考えたときに、大変ひどいと。

○福山哲郎君 ありがとうございます

になつてゐると思うんです。その流れは私も理解をしてゐるんですが、ということは、極端な話で

ですが、ふと自分を省みますと、大学を卒業いたしましてサラリーマンとして企業に就職をして二年目ぐらいのときに、ある女性から一緒に英会話学校へ行きましたと誘われて、ほいほいと行こうと思いまして、当時でいうと三十二回、期限は一年間ぐらいで、値段にすると十万か十五万ぐらいだったたと思いますが、その女性と一緒に行けると

思いでります。

まさに大臣が言われたように、近代の特に民法上、契約というのはお互いの当事者間で成立をするわけですから、そこが一々不安定な状況でいつ解約されるかわからないような状況になつた途端、もう商行為取引が成り立たなくなるわけです。ですから、逆に四業種に指定をする意図といふのは僕は大変よくわかつているつもりです。ただ、海外ではこうした指定商品制とか指定業種を

いだったと思いますが、チケットを持つて、当時は安い給料だったのでもちろんローンを組んで実はそのチケットを二回ぐらいしか消化してないのに、八ヵ月ぐらいたってからお金を返してもらえませんかと言うと、お金は返せませんと。あと残り四ヵ月ぐらいしか期限がなくて、どう考へても仕事が忙しくて行けないということで、これでもう自分がやっぱり浅はかだったんだと思いまして、もちろん英語を勉強したかったのは間違

りますけれども、□頭の契約というは契約の内容について後で確認することに関しては不安定性

ざいます。教育というような特定分野に限定をしたりというようなことでございまして、それ以外が極めて重要な指定の問題と

要は、参考人のときにもお伺いをしたのですが、あくまでもそこは自己責任だと僕は思っていた範囲が当時はありました。英会話学校の方もそれで企業が成り立っているんだから、行かないのは私の自己責任だという気でおりましたので、お金も結構払つてしまふのがないなというふうに思いました。ただ、今回、中途解約ができるようになった

ているのか、どうやってその内容を確認するのか、という具体的な問題になりますと、契約者間が対

よくわからんいんですか、例の四業種の問題、先ほど加納委員からもありましたが、大臣は本会議

ので、あああのときこれがあればお金は返ってきただのだと思ってるのですが。

ただ、この間の参考人のときになりました、例えば東京都だけで相談者の件数が九年度八万七千件、一日でいうと約二百四十件、それから役務サービスに関する相談件数でいうと九年度で三万件これも一日でいうと約八十件から九十件、これは東京都だけで電話が鳴り響いてるわけです。この間、参考人が言っていたように、相談の窓に来られる方というのはわざか一%だと、先ほどお加納先生もおっしゃつておられました。一%とい

と。一連の訪問販売法、割賦販売法等々が消費者保護の立場に立っておりましては、もちろんそのういう事情を勘案してきた消費者保護の法律であると思つております。

したがいまして、原則は契約者は対等で契約するんだということであつても、やはり知識あるいは法律上の経験等々が薄い一般の消費者というものを保護するという法制というのは、当然現代社会が要請している大事な法制度であると私は思つて

い、機動的に対応するよう努めてまいります。」
というふうに御答弁をいただきました。

どもがこうしたいわゆる指定商品・指定役務制とともに、いうことを訪問販売法制定以来とつておりますのは、実は訪問販売法は今やいろいろな分野を包含する法律になつておるわけでございます。いずれにしても相当強力な行政措置というものが用意され、一方においては民法の特則としてかなり大変な特則が設けられるというような形。今回で申上げますれば、クーリングオフに加えて中途解約の権能というものが与えられる、しかも、事由のいかんを問わない中途解約権というようなものが与えられるということをございます。そういうかなり強力なと申しましようか、そうした一般則に対する例外的な内容を持つものについて、これを被害とかトラブルとか、トラブルは数の問題だけではないと私どもは思つておりますし、その内容の問題があると存じておりますし、そうした内容に照らしてやはり深刻なものと申しましようか、それをいかに機動的に把握し指定していくかとい

う」とではないかと思つております。

ありそうであればあらかじめ網を張つておくこと
いうのは、これはこれで一方において規制の行き
過ぎという批判を受ける可能性があると思つております。特に、内容が訪問販売法のような法律と
いうのはかなり強力な規制手段を伴つております
ので、そのような考え方で指定商品制・役務制と
いうことをとらせていただいてきている、こうい
ふことでござります。

機動的に対応しようと、御指摘は、御指摘のところございまして、私どもその努力をしております。

○福山哲郎君 そういう御答弁になるんだろうと思ひます。

ただ、逆にそこで、例えば先ほどの資格講座と

えは仮に中途解約というようなことが起きた場合において、いかなるところを損害賠償額の制限として設定することが合理的であるのかというようなことは、これは通常の民法に基づく契約であればあるかに高いお金を取られるであろうその上限をはるかに低いところに抑えようという趣旨を持つております。そうなりますと、そういうものについていま少しお私どもとしては勉強をしなければいけない点はある、しかしながら心を持つて見詰めているというようなところがあるわけでござります。

○福山哲郎君 それでは、ちょっと別の観点からお伺いをしたいんですが、九四年に自主的取り組みということで通産省がやられたわけですけれども、その当時、エスチ、学習塾、外国语会話教室、

かつたのではないかというふうに推測しております。されども、恐縮でございますが、正確な数字は把握をしておりません。

○福山哲郎君 そうすると、この四業種について
は、九四年の通達の時点で、当時ははつきりとした数字は御存じなかつた。ただ、組織率が低いだろうなどということはある程度類推はできた状況はあるわけですか。

○政府委員(近藤隆彦君) 恐らく、こういう新しい産業でございますし、それから経営の形態が個人企業ないしは極めて小さい規模でもできるものでございますから、もちろん当時から団体はございましたけれども、組織率は相当低いのではないとかという感じはある程度は、特に企業数でいいますと考えられると思います。ただ、業界全体の例

ての御努力、取り組みを何かなされたのか、その結果が現在の一三なら一三なのか、それまでは一応そういうことは余りせずに来たのか、そこら辺はいかがでございましょうか。

○政府委員(近藤隆彦君) 御指摘のとおり、業界全体にこのようなルールができるだけ浸透することとは必要でございますので、いろんな普及啓発活動というのは国も行つております。業界に対しましても自主ルールをつくったことを幅広くいろんなことでPRするようについたこととか、それから国もこのような自主ルールがあるといったことをいろいろな場で説明しまして、できるだけ広く浸透を図る。こういった自主ルールの作成が逆に組織率を高めるという効果も期待できるという面がございますので、そういったことも期待して

えは仮に中途解約というようなことが起きた場合において、いかなるところを損害賠償額の制限として設定することが合理的であるのかというようなことは、これは通常の民法に基づく契約であればあるかに高いお金を取られるであろうその上限をはるかに低いところに抑えようという趣旨を持つております。そうなりますと、そういうものについていま少しく私どもとしては勉強をしなければいけない点はある、しかし重大な関心を持つて見詰めているというようなところがあるわけでござります。

○福山哲郎君 それでは、ちょっと別の観点からお伺いをしたいんですが、九四年に自主的取り組みということで通産省がやられたわけですねけれども、その当時、エステ、学習塾、外国语会話教室、家庭教師派遣、今回指定の四業種に関しての組織率が把握をされていたのかどうか、もし把握をされていたとしたら、どのぐらいの組織率だったのかをお答えいただけますでしょうか。

○政府委員(近藤隆彦君) 今御指摘の四業種でございますけれども、現在の組織率で申し上げますと、エステティックが一番高いわけですが、これでも一三%強でございますし、また一番低い外国语会話教室、これは三%ぐらいでございます。また、残りの学習塾とか家庭教師派遣につきましては、おのおの七%ないし一〇%という数字でござります。

○福山哲郎君 そうすると、この四業種について
は、九四年の通達の時点で、当時ははつきりとし
た数字は御存じなかつた。ただ、組織率が低いだ
ろうなどということはある程度類推はできた状況は
あるわけですか。

○政府委員(近藤隆彦君) 恐らく、こういう新し
い産業でございますし、それから経営の形態が個人
企業ないしは極めて小さい規模でもできるもの
でございますから、もちろん当時から団体はござ
いましたけれども、組織率は相当低いのではない
かという感じはある程度は、特に企業数でいいま
すと考えられると思います。ただ、業界全体の例
えば売り上げ規模とかそういう面でいいますと
組織加入者は結構大きなウエートを占めている場
合がございますけれども、企業者の頭数でいいま
すと圧倒的に小さい人が多いということをござい
ましたのですから、企業数ベースでいいますと
かなり小さかつたんじゃないかという推測をして
おります。

○福山哲郎君 そうすると、先ほど御答弁いただ
いたように、現在でもエヌスチが二三、学習塾が七、
家庭教師が一〇、外国语会話教室が三%という状
況で、九四年の取り組みのときはこれよりも少な
いという状況はある程度類推できたと。

ての御努力、取り組みを何かなされたのか、その結果が現在の一三なら一三なのか、それまでは一応そういうことは余りせずに来たのか、そこら辺はいかがでございましょうか。

○政府委員(近藤隆彦君) 御指摘のとおり、業界全体にこのようなルールができるだけ浸透することは必要でございますので、いろんな普及啓発活動というのは国も行つております。業界に対しましても自主ルールをつくったことを幅広くいろんなことでPRするようについたこととか、それから国もこのような自らルールがあるといつたことをいろんな場で説明しまして、できるだけ広く浸透を図る。こういった自らルールの作成が逆に組織率を高めるという効果も期待できるという面がござりますので、そういうことも期待しておった面がございます。

他方、消費者に対しましても自らルールの存在を十分知っていたければ、消費者との関係でもなお事業者が慎重になるという可能性もあつたものでございますので、このようなことでできるだけ業界団体の組織率を高めたいといったことを業界を通じましていろいろな指導をしておつたわけでございますけれども、数字は現状のとおりというところでございます。

○福山哲郎君 これは実態としてお伺いしたいんですが、通産省がエステならエステの業界にこういう法案ができてこういうことになりましたよ

との関係において、機動性と同時に恣意的な指定をなすことは一方において慎むべきというようないふることで、訪問販売に関するいえば、消費経済審議会という場でこれを御議論いただいて、機動性とともに恣意性を排除したような形での規制体系を保持する、こういうことになつておるわけでござります。

したがいまして、今具体的に挙げられましたような業種というのは、一言で申し上げまして、利害ともも重大な関心を持つております。持つておりますが、それぞれに取引と申しましようか業種の実態にはかなりの複雜なものがございまして、例

えばかりに中途解約というようなことが起きた場合において、いかなるところを損害賠償額の制限として設定することが合理的であるのかというようなことは、これは通常の民法に基づく契約であればはるかに高いお金を取られるであろうその上限をはるかに低いところに抑えようという趣旨を持つております。そうなりますと、そういうものについていま少しおどもとしては勉強をしなければいけない点はある、しかし重大な関心を持つて見詰めているというようなところがあるわけでござります。

○福山哲郎君 それでは、ちょっと別の観点からお伺いをしたいんですけど、九四年に自主的取り組みということで通産省がやられたわけですねけれども、その当時、エヌティ、学習塾、外国语会話教室、家庭教師派遣、今回指定の四業種に関しての組織率が把握をされていたのかどうか、もし把握をされていましたとしたら、どのぐらいの組織率だったのかをお答えいただけますでしょうか。

○政府委員(近藤隆彦君) 今御指摘の四業種でございますけれども、現在の組織率で申し上げますと、エヌティックが一番高いわけですが、これでも一三%強でございますし、また一番低い外国语会話教室、これは三%ぐらいでございます。また、残りの学習塾とか家庭教師派遣につきましては、おのおの七%ないし一〇%という数字でございます。

○福山哲郎君 もう一度。

○政府委員(近藤隆彦君) 七%とか一〇%という数字が現在の学習塾、それから家庭教師派遣の数字でございます。

ただ、九四年当時につきましては、そういう意味でいいますと、明確に業界の組織率を把握しておりませんけれども、現状がこうでございますので、相当低かったのではないかというふうに推定しております。これは、新規参入が非常に多いとか、個人企業に近いようなものが多いということがありまして組織率が大変低いわけでございますけれども、現状から見ましても、当時はもつと低

かつたのではないかということをうに推測しております。それども、恐縮でございますが、正確な数字は把握をしておりません。

○福山哲郎君 そうすると、この四業種について、九四年の通達の時点では、當時はつきりとした数字は御存じなかつた。ただ、組織率が低いだろうなどということはある程度類推はできた状況はあるわけですか。

○政府委員(近藤隆彦君) 恐らく、こういう新しい産業でございますし、それから經營の形態が個人企業ないしは極めて小さい規模でもできるものでございますから、もちろん当時から団体はございましたけれども、組織率は相当低いのではないとかという感じはある程度は、特に企業数でいいますと考えられると思います。ただ、業界全体の例えれば売り上げ規模とかそういう面でいいますと組織加入者は結構大きなウエートを占めている場合がございますけれども、企業者の頭数でいいますと圧倒的に小さい人が多いということもございましたのですから、企業数ベースでいいますとかなり小さかつたんじゃないかという推測をしております。

○福山哲郎君 そうすると、先ほど御答弁いたしましたように、現在でもエステが二三、学習塾が七、家庭教師が一〇、外国语会話教室が三%という状況で、九四年の取り組みのときはこれよりも少ないと、いう状況はある程度類推してきたと。

僕は、今、当政政策が失敗だったとか反省しろとか、そういう後ろ向きの話をしているわけではなく全然ないんですが、この状況なら当然自主的取り組みを促したって、だつて九割がアウトサイダーなわけですから。今まさにおっしゃられたように、売り上げの規模でいうと、加盟をしている組織化されている方が売り上げの規模は大きい。九割がアツウサイダーなわけですから。今までにおっしゃられたように、これが悪質な業者である可能性というのは苦情がふえてくる段階で限りなく高いわけです。ここについて、この九四年の自主取り組みから今回この改正に至るまで、低組織化に対する通産省として

○政府委員(近藤隆彦君) 御指摘のとおり、業界全体にこのような自主ルールができるだけ浸透することには必要でござりますので、いろんな普及啓発活動というのは国もこのような自主ルールがあるといったことをいろいろな場で説明しまして、できるだけ広く浸透を図る。こういった自主ルールの作成が逆に組織率を高めるという効果も期待できるという面がござりますので、そういうことも期待しております。

○福山哲郎君 これは実態としてお伺いしたいんですが、通産省がエステならエステの業界にこういう法案ができてこうしたことになりましたよといつていろいろ浸透を図る。加盟をしていないそれ以外の例えれば九七%のところには現実問題としてはそういうメッセージは、例えばボスターが張つてあるとかどこかの新聞に出たとか、そういう話ではなくてダイレクトにそういうところへ届く手だてというのは実際にはないわけですね。

○政府委員(近藤隆彦君) これは今回法律の改正をしていただきますと、ますます業界としましても自覚が高まると思いますので、そういう意味で言いますと、一つは業界団体に対する求心力も高まる可能性があるので、そういうふうに考えております。それから同時に、全国を回りましていろんな場

で説明会等を行いまして、国としましても幅広く関係者にこういった新しい法規制の内容といったものをよく知つてもらう、そういうことを通じましてできるだけ隔々まで浸透できるようになつてござりますけれども、願わくばこういったことを通じまして業界の組織率も高まつていく、それから業界の自主ルールもますますしっかりとしたものになつていくことを期待しております。

そういう意味では、説明会等をできるだけ幅広くして多くの人に知つてもらうということが一番じゃないかというふうに考えております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

この間も参考人がおつしやられたんですが、一人とか二人の技術者が小さい規模でやつているところが多いという御答弁がありました。そこは、この間もエステ業界の加盟の入会金等を見ると年間何円という形になるわけです。そうすると、ところは、そこに加盟店を払つて何らかのメリットがあるかというと、よくわからないという状況の中でも、こういう法律ができたことすら全く知らないまま行つてしまつて、寺子屋さんみたいな人とかで近所の御婦人相手にやつているような英会話教室でも学習塾にしても、学習塾といつたつていろいろありますし、寺子屋さんみたいなところから、おうちで部屋を借りているようなところからいっぽいあります。その中には、悪質なことでちょっともうけたろかというようなところがあるんだと思ひますし、その辺の問題は本当に悩ましいなというふうに思ひますので、ぜひそこら辺は御努力をいただいて浸透を図るようお願いをしたいというふうに思ひます。

その流れの中で、エステに関するなんですが、例えばこれは通産省の管轄の問題ではないかも知れないんですが、理容業・美容業・例えば床屋さんとかは技術者としての資格も要る、事業者にいろんな規則もある。エステに関しては、電気針を使用した永久脱毛サービスがあつたり肌に直接さわつたりするわけですが、これは恐らく通産省で

はお答えにくいことだと思いますが、こういったことに対する資格制度の導入等については、厚生省になるのかもしれません、どのようにお考えなのか、もしお答えできる範囲があればお答えいただければと思います。

○政府委員(近藤隆彦君) エステの行つております一部の業務につきましてはおつしやいました。

ような法規制のかかっているようなものもあるよう承知しておりますので、そういう意味では法規制との調整が要ると思っております。

○福山哲郎君 エステの行つております一部の業務につきましてはおつしやいました。

ような法規制のかかっているようなものもあるよう承知しておりますので、そういう意味では法規制との調整が要ると思っております。

○福山哲郎君 エステの行つております一部の業務につきましてはおつしやいました。

のような法規制のかかっているようなものもあるよう承知しておりますので、そういう意味では法規制との調整が要ると思っております。

止命令まで行くのかをちょっと教えていただけますでしょうか。

○政府委員(岩田満泰君) 業務停止命令に至るプロセスでございますが、一つは、取引の公正あるいは消費者の利益が害されるおそれがあるという点に、まず業務の改善等々につきましての指示を行なうことができることになつております。

この命令にさらに従わないと、違反した行為を行なった場合には、事業者を罰するほかに、その事業者の属する法人につきまして法人重課と申します。

この命令にさら従わないと、違反した行為を行なつた場合には、事業者を罰するほかに、その事

業者の属する法人につきまして法人重課と申します。

社会的制裁の意義を有しておりますし、かつまた消費者に対して、ある業者が問題を起こしているということの情報提供をするという意味合いもあります。

消費者に対しても、ある業者が問題を起こしていること存じております。

その意味におきまして、指示を受けるようなケースにつきまして、消費者

は消費者の利益が害されるおそれがあるという点に、まず業務の改善等々につきましての指示を行なうこと

を行うことができるこになつております。

この指示に違反する行為をした場合には、業者の全部

または一部の停止命令を行うことになつております。

この命令にさら従わないと、違反した行為を行なつた場合には、業者の全部

または一部の停止命令を行なうことになつております。

でも入りますので、直罰の規定がございますので、警察のお仕事になっている部分があるわけでございます。訪問販売法に違反していることを警察当局が確認いたしますれば、直ちに逮捕されて罰則が課されるケース、摘発のケースがあるわけでござります。

したがいまして、かつまたそういう意味ではちょっとと言葉が足らなかつたかもしませんが、指示をしないと業務停止命令ができるないというごとでもございませんので、いきなり業務停止命令に行く道も認められております。ただ、業務停止命令の違反がないと確かに今回の法人重課ということにはなりませんけれども、いずれにいたしましても、警察当局における摘発のような道というのは、行政の私どもが動くこととはまた別の道が、直罰の体系がとられておるということをございます。

○福山哲郎君 その摘発の例はござりますか。

○政府委員(岩田満泰君) ある意味で一番難しい御質問だと思います。

法律ができますれば、私ども、この内容を前広にいろいろ形の媒体を使いまして周知徹底と申します。しかし、広く普及啓発に努めるつもりでござります。にもかかわらず、これを法律施行前にとていうことの業者がいないかと言われば、あるいはそういう業者もいるかもしれませんといふございますが、ともかく可能な限り早く準備を進め、施行に持ち込む努力を一方でしつつ、法律の内容について広く消費者を含めて周知徹底を図る努力を法律成立後には早速させていただきたい、このように思っております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

次に、不正競争防止法関連について少しお伺いをしたいんです。それと訪問販売も関係するんです。電子商取引、先ほど加納委員の方から御指摘がありました。この数年大変急増していると。これは相談件数という形では数字として出ているんですが、一つだけわからないのがあります。それが、電子商取引は今、書籍、パソコン等があるんですが、インターネット上は最近実は車という話もありまして、例えばこの苦情の被害金額等についてインターネット上とほかのものは多少違いが出てきてやつぱり高額のものが多いとか、そういうふうな傾向は出ているかどうか、これは私もわからないんでお教えをいただきたんです。そういうようなインターネット上は実態上異なった顕著な特徴があるというようないふうな問題は何かありますでしょうか。

○政府委員(岩田満泰君) 特段の実態上の差は現状においては認められないというふうに理解しております。

○福山哲郎君 先ほどもありましたように、いろんな形の、例えばプロバイダーに契約をしたけれどもその契約がいいかけんだったとか、表示が違うとか、例えば最近で言うと、がんに効くとかいふような何か薬品まがいのものがあつて、それを買ひに行つてそれが効かなかつたとか、先ほど言

われたように、例えば自分の名前を片仮名で一文

字打ち間違えたら、自分の本当の名前と片仮名でまつたとか、こういう細かいことはもちろんこれからたくさん出てくると思うんです。それに関し

ただ、私が大変危惧をしているのは、国際的な取引が多くて海外との問題があるということが一つと、もう一つは、インターネット上は例えば車

を写真で載せることも可能ですし、家具を写真で載せることも可能ですし、例えば宝石も、実物ではないけれども大変高額なものが画面上では幾らでも出てくるわけです。そうなったときに、今出

きている学習塾、エステ、家庭教師、外国語学校というような額とはひょっとするだけが違う

ような状況の被害が出てくる可能性が私は非常に大きな可能性としてあると思っております。その辺に対しても先ほど大臣がこれから整備をしていくというふうに御答弁をいたいたものに対し

御期待をすることになるんですけども、そういった観点の議論というのはなされているのか、またそれに対してもし何か御答弁をいただければ

というふうに思います。

○政府委員(岩田満泰君) 今、先生のお話のもの

の中には、訪問販売の規制によって既に規制下に置かれている内容のものと、あるいは通販の規制の観点とはやや違う内容のものと

が両方含まれているように思います。

私どもも例えばインターネットサーフィンといふようなものをやつて、具体的に今恐らく一万件、一万点と言わなければいけないかもしれませんけれども、インターネット通販が行われている状況

にあると私ども理解をいたしております。これの総点検を通産省でして、その中に通信販売あるいは訪問販売の状況の情報開示しか行われていないものについて、まさにインターネットを通じて警告を発して修正を求めるというようなことをこ

れまでやつてきておるわけでございます。

さらにもう一つの問題というのは、もう少しシステムティックに頻度高く見えるような仕組みを今さら検討いたしたいと考えておるところでございます。

あわせて、通信販売の問題とは違う問題につきましては、先ほど大臣からも御答弁申しましたように、そうした新しい時代の取引形態というものに着目をして、あるいはこれはまた電子商取引一般の問題の中の一つの問題あるいは一部分の問題といふことにならうかと存じますけれども、私ももそうしたものとして、通信販売的な規制では足りないかもしない部分について、消費者保護法体系としての訪問販売の中、例えばそういう

ような問題の中での手当てを新たにしなければならないのかということは、今回の特定継続的役務の議論をしていただいた産構審の場におきましても宿題として指摘をいたしております。この点を今既に逐次勉強を始めておるところでございますけれども、引き続き精力的に勉強させていただいて、できるだけ早くその成案と申しましょうか。しかるべき対策の方向性を見出したいと、こう考えておるところでございます。

○福山哲郎君 最後になりますが、今回政府は大変積極的にどうか、早くこの法律改正案をとい

うことで大変御努力をいたいたいたというふうに評価をさせていただいているんですが、実際にその法案の改正で法案が国会を通りまして数年しますと、担当課長さんとか一生懸命つくられた方の声がだんだん薄まっていつて、国会も今こうやって審議をしていまますから、高揚感がありますから注

意をしていますが、いつの間にかその立法趣旨等がなかなか反映しにくくなつていく状況も見られると、私は、通産省のことは、どつつかという

と、これまでの日本の、特にアメリカを意識していいかと思いますけれども、先進国にキャッチアップするという面で、そういう面ではかなり物

の面に重点を置かれた。

機能するように御努力をいただきたいと思います。

少し早いですが、これで質問を終わらせていただきます。

○海野義孝君 昨日、関係の当局の方々には通告してございましたけれども、予想したとおりでございまして、私あたりになると大体貧乏じを引いて、前の方々ではほとんど話は尽くされているということなので、どうしても私は嫌がらせみたいな

ことなので、どうしても私は嫌がらせみたいなことなので、どうしても私は嫌がらせみたいな

ことになりますのをひとつ御勘弁いただきたい

ということです。

冒頭に通産大臣にお聞きしたいのですが、これ

は御感想というか御所見です。

私は、経済至上主義の時代は我が国では終わつたと思います。同時に、現在GDP五百兆の中

で、五百兆は一向にふえもない、多少減つてい

るんです。その中で六〇%ぐらいが消費とい

うとあります、消費も財から最近は役務とい

ますかサービス、こういったもののウエートが高

まつてきております。GDPの中の六〇%が消費

と言われていますけれども、消費の中の約四割強

がサービスだ、役務だと言われております。そ

うしますと、GDPの中の約四分の一、約百一、三十兆円がサービス関係であると、このように思われるわけになります。

また、そうした消費の中でいわゆる消費者信用

供与というか、そういう面がどんどん上がって

きております。例えば三十年前ですと消費の中に

占める消費者信用供与という部分は六%ぐらい

だった、現在は大体二五%ぐらいを占めるよう

なつてきておる。

しかし、これも十年ぐらい前にもう既に二〇%

台に入つてきておりまして、そういう点から見

ると、私は、通産省のことは、どつつかという

と、これまでの日本の、特にアメリカを意識していいかと思いますけれども、先進国にキャッチ

アップするという面で、そういう面ではかなり物

の面に重点を置かれた。

つまり、産業振興とかそういう面で、生

産者サイドに立った行政ということじやなかつたかと思うんです。そういう中で、消費者といふ面あるいは生活者、これがどつちかと言つたら、置いてきぼりとは言ひませんけれども、車の両輪とは言えないんで、ややくしやくしたよな車の運行でなかつたかというよう思うわけでござります。

そういうつた面からすると、きょうここでこういつた問題を討議しているということが果たして時代に合つてゐるかといふと、私はかなり時代からずれでいるんじやないかと。例えは、今から五六年前に自主規制といふようなものを四サービス業務に對して行政指導をなされたときに、これを立法化するというよなことにどうして踏み込まなかつたかということが私はやはり一番問われてしかるべき問題ではないか。そこから始まるといふことがこういつたいろいろな行政を進めていかれる上において今後まだいろいろ出てくるといふことじやなかろうかと、こう思つわけでござります。

そういうつた点で、行政というのは、御担当の方々は、民間の企業だとか我々と違つて、二年ぐらいたゞつて担当がおかわりになつていくんで、その辺のところは一貫したものがあるはずでしようけれども、どうも今回、大臣を初めとして、当局、各局の皆様方も五、六年前にそいつた自主ルールが始まつたころには恐らく担当なさつていなかつたということもありますので、この点を私がとやかく責めるのはどうかと思ひます。やはり行政として考へた場合に、通産の行政といふものが今までいかなる評価を得てきたかという点から見るといろいろな評価がございまして、担当がかかるごとに行政も変わっていくというよなことを私はよく聞くんです。

いろいろ申し上げましたけれども、そいつたことを含めて、今回のこの法案の討論に當つて、

まず大臣の御感想というか取り組みの御姿勢といふか、お聞かせいただきたい。

○國務大臣(与謝野馨君) 規制については先生よ

く御承知だと思いますが、経済規制と社会規制といふように仮に分けたといひますと、私どもとしては、いわゆる需給調整的な経済規制というものはやはりなくしていく方向に日本の社会全体が進んでいます。その方向性は、実は政府も通産省も一貫して経済規制、特に需給調整的な規制といふものはやめるべきだといふことが基本でござります。

これはどういう理念に基づいているかといふと、によつて消費者がメリットを受ける、社会全体がメリットを受ける、あるいはイノベーションも進むと、そういう考え方に基づいているわけでございます。

一方、社会的規制は、通産省の分野で申し上げますと、市場主義原理の時代は終わつたと先生はおっしゃいますが、純粹な意味での市場主義、市場を絶対的な考え方というのではなくとしてほどのままです。これは、すべての人間がすべての知識と経験を持つてゐるということを前提にすれば、またすべての人間が善意であるということを前提にすれば、そのような模範的な市場原理というものには働く可能性がござりますが、やはりそうではなくといふ状況では、社会的規制としての例えば消費者保護ということは私は必要であると思つておられます。

ただ、消費者保護と申しましても、従来のよくな考へ方ではなかなか社会の変化に対応できなかつたといふことがあります。やはり行政として考へた場合に、通産の行政といふものが今までいかなる評価を得てきたかという点から見るといろいろな評価がございまして、担当がかかるごとに行政も変わっていくというよなことを私はよく聞くんです。

いろいろ申し上げましたけれども、そいつたことを含めて、今回のこの法案の討論に當つて、これまでいろいろな局面で余り法律で踏み込んでいくのはどうかと、成長がすべてだというよな考えに立つてきましたといふ中で行政もおりになつたんではないかと。消費といふものが大きく変貌してきている中で、これはむしろ経済企画庁の国民生活局の方が御担当かもわかりませんけれども、私はそういう

いく、そういう良識にゆだねた部分は今でも相当私はあると思います。

ただ、自主規制に任せておきますと、アウトサイダーの問題もござりますし、自主規制といふものが社会の変化全体に対応できないという面も出てまいりますので、その場合はどうしても法律によつて消費者を保護する。これは契約時においても、契約後、解約等々もござりますし、また今般問題になつております消費者が無理やりにローランを組まされて、実際のサービスの提供等に関する契約とローランの契約が別個であつて、結局消費者が泣くというような、そういう本来契約者が保護されるべきものについて、自主的なことだけでは悪質なものに対する対応ができない、あるいはアウトサイダーに対しても適用ができない、そういうものに対しては自主規制の世界からやはり法律によって規制する世界に入つていかざるを得ないと、そういうことが原点だらうと私は思つております。

決して通産省は担当がかわるたびごとに物事の考え方を変えてゐるわけではありませんで、経済規制については需給調整的な面をどんどん少なくしていく、これは通産省の方針でもあり、また政府全体の方針でもあると思ひます。ただ、必要最小限の社会的規制は、消費者保護などについてやはり必要だということはぜひ御理解をしていただきたいと、そのようになつております。

○國務大臣(与謝野馨君) 富をつくり出すといふことが例えば経済至上主義だとしますと、富をいかに分配するかということもやはり政治の課題です。

そのほかに、最近は経済至上主義の反語として環境問題とか、従来考へられなかつたような課題に人類は直面しておりますし、特にある一定の経済規模に到達した日本のケースにおいては、先

生の言われる経済至上主義のほかに、環境問題を初めてとした社会的な公平とか平等とかあるいはその他の精神的な価値の追求とか、そういうこともやはり日本社会全体の課題であるといふふうに、多分先生もそういうふうにお考えだらうと思いませんが、私もそのように考へております。

○海野義孝君 今までに至言でございまして、社会的公平平等といふ問題、そういう面からいいますと、今回この法律改正もまさにその点が、産業界と、これはサービス業界ですけれども、仰せのよな消費者保護という問題、この辺の兼ね合いというのが一番重要な問題だらうと、こう思つています。

これまで自主ルール、自主規制規約によつて、今回この法律改正もまさにその点が、産業界と、これはサービス業界ですけれども、仰せのよな消費者保護という問題、この辺の兼ね合いというのが一番重要な問題だらうと、こう思つています。

これまで自主ルール、自主規制規約によつて、これは大臣も衆議院の方でたしか御答弁になつておられたと思いますが、どうやら壁にぶつかったというか限界に来た、限界が見えたということで、最小限の立法やむなしというようにおつ

この四業種を含めまして、役務の受領者、つまり消費者側です、その契約締結の判断となるように、第三者による業者の評価機関設置、それと評価を公開する制度を設けるようなお考えはありませんか。

から興味を持つてありました。

なパンフレット等にきちっと書いている場合もございます。これは業界の自主的な努力でござりますけれども、消費者が見れば、こういったステッカーやロゴマークを持っている事業者は大丈夫ということをございますので、そういう点からも、できるだけ消費者が適切な選択ができるようにということで、これはさらに業界に対しましてもこういったことを進めていくようこれからも指導してまいりたいというふうに思つております。

に詰めるべき点があるといふことも指摘されたわけであります。

そういうことを踏まえまして、私どもとしては、これらの論点に基づきまして銳意検討を進めまして、関係各方面との調整を十分に図りながらできる限り速やかな法制化を目指すということになります。したがいまして、条件が整えば次期通常国会に法案を提出することを目標として最大限努力をしてまいりたいと思っております。

○海野義幸君 最後に、与謝野大臣にお願いします。

用上の今後の御決意あるいはこれに対する御期待、それからもう一つは、今も出ましたけれども、消費者契約法に対するお考え、最初の二つは業法的なものでしようけれども、こちらはどうやらかといつたら民事上の一般ルール的な感じなので、私もこれはよくわからない法律なんですが、お考えを。

以上、お願ひします。

ります

具体的に幾つか試行的に実験もしております

ところがトラブルになつてゐるんぢやないか。

月でござりますけれども、国民生活審議会消

政策部会から中間報告をいただいたわけであ

す。その中間報告に基づきましていろんな団

ら私ども意見を聞きましたし、それから、

政策部会の中でも、トータル五十二団体ですけ

も、そういうところからいろいろな意見を聴取

しました。そういうようなことを踏まえまー

この法律の意義、必要性、さらには具体的な

方につけて検討を行つてきただけであります

その結果、委員が先ほどおっしゃつたよ。

二十一の一月、消費者政策部会の報告書がお送り

一月 消費者政策部会の報告書

きといふ御提言をいたかいがれけであります
まことに御時ニハ、お天皇さま再臨の寺社の

た。それと同時に、わがむかしの事業の特性があ

はトラブルの実態を踏まえて、細部について

卷之三

第十部 経済・産業委員会会議録第七号

卷之三

う形で一般法としての書き方にするということは法技術的には大変難しいというふうに思つておりますから、個別のケースごとにに対応するような法

体系の方がむしろ実効性が上がるということで、精神規定から成り立つてある消費者契約法というのは実は実効性については私は多分疑問があるうと思います。

ただ、私は全面的に否定しているわけではございませんで、この種のことが政府の中で議論されているということ自体、消費者を保護するという基本的な考え方を持つて政府がこの種の行政を進めていく、そういう姿勢をあらわす上では大変大事なことだと思いますけれども、消費者契約法が法体系として一体成り立つかどうかということについては、私もそう深い法律の知識はありませんけれども、実は疑問に思つてあるところでございます。

○海野義孝君 時間になりましたけれども、大臣、ちょっと私最初に申し上げた今回の訪販法と割販法、この関係の運用上についての御決意といふか展望といふか、それを答えていただきたい。

○国務大臣(与謝野馨君) 冒頭に申し上げましたように、これは消費者を保護するという、いずれも共通の理念で成り立つてある法律でござります。一方では企業の自由な活動は阻害すべきではないということもありまして、そのバランスの上に立った運用ということに心がけていくべきだらうと私は思つております。

○海野義孝君 終わります。

○委員長(須藤良太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時四分休憩

賦販売法の一部を改正する法律案の両案を一括して譲題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下芳生君 近年、継続的サービス取引に関する消費者トラブルが増加をしているもとで、私は、被害の実態を踏まえた実効性ある対策が求められていると思います。

一昨日、参考人としておいでいただいた東京都ほとんどが一括前払いの継続的サービス取引であるというふうに分析をされています。これは私は実態を深く分析された指摘だと思うんですが、そもそも継続的サービス取引において、一つは長期多回数契約、二つ目に一括前払い契約、三つ目にクレジット契約というのはなじむんだろうかと。合理性が余りないんじゃないかな、消費者が不利益をこうむるおそれが強いだけではないのかと、いろいろ実態をお聞きする中で私は強く思つているわけです。

今回の法改正では、こうした契約方式についていざれも許容した上で、消費者被害の防止と救済を図ろうとしているわけですが、果たしてそれで十分なのか、少し議論をしてみたいというふうに思つています。

そこで、まず長期多回数契約について伺います。これは、例えば英会話のレッスンを向こう一年あるいは二年、あるいはレッスンの回数でいえば三百回、二百回、一百回と契約するわけですが、ここの意見書はこう指摘しております。「長期多回数契約は、業者にとって顧客を固定できるという大きなメリットがある」「しかし、消費者にとっては、内容・効果の予測が困難なサービス取引にいきなり長期間拘束されることになり、不利益を被る恐れが強い。本来、事業者としては、長期多回数契約で拘束することによって顧客を固定するのでなく、サービス内容の充実と信頼確保によって顧客を拡大することこそ健全な姿である」と。私は全くこれに同感いた

したわけでございます。

そこで、こういう指摘が、九三年の指摘ですか、随分あるわけですが、これに対する政府の御認識、それからこの間の審議会等の議論も踏まえて、ます聞きたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) いわゆる契約法の世界では、先ほど申し上げましたように、契約者間で当事者の自由なる意思で契約が成立をいたします。文書であろうと「頭であろうとこれは成立するわけでございます。この契約自体は、公序良俗に反しない限り契約として成立するわけでございますから、契約自体が公序良俗に反する場合には、その契約自体は成立しないという原則に立つております。また、民法的な考え方の中では事情変更の原則という原則もございまして、当事者間で予測しない事態が起きたときには契約自体は破棄できる、あるいは契約条件を変更できるという考え方も実はございます。

私どもとしては、契約は自由なる意思に基づいた当事者間の約束であるというこの原則はやはり大切にする必要があると思います。ただ、弁護士会の意見も大変うなづけるところも実はございません。ございますが、この契約法の大原則といつもの搖るがせることはどうかというふうにも考えられるわけでございます。

したがいまして、現在の法律は、具体的な被害の態様、あるいは被害の発生する業種に關しましていろいろな対策を講じるということが当面具体的な対応として社会から要請されているものだらうと思っております。長期契約自体を一概に否定するといふことは法技術的には多分難しいんだらうといふふうに思いますし、また長期契約によつて企業も、あるいは物品、サービスを購入する消費者にとっても便利な場合もあるわけですがございまして、一概に一律的にそういうものを規制していくことについては、理のあるところもあるといふことは十分私もわかるわけでございませんけれども、一般的な禁止などということまではなかなか踏み込めないといふうに私は考えてお

ります。

○山下芳生君 そこで、実態を具体的に少し見てみたのですが、公正取引委員会が九八年六月に英会話教室について実態調査を行つております。その中でこの長期多回数契約についても調査をしておりまして、こういふ記述があるんです。「普通の社会人が一年間に消化できるレッスン回数は五十五回から百回の範囲とする英会話教室が多かつたにもかかわらず、「レッスン回数七百回、有効期限三年」といった、一年当たり百回を超える回数を消化しなければならないコースを設定し、レッスン回数を多くすればするほど安くなるシステムを探りこれを強調した広告・表示を行つてゐる英会話教室がみられる。」と。

それで、私はこれはもうはつきり言いまして、もともと無理を承知で販売しているケースだと思ひます。しかし、これは先ほど福山委員から御自分の体験も踏まえて御発言があつたように、消費者の側は自己責任というふうに認識をし、あきらめてしまつて結局泣き寝入りをする。業者の方は、無理を承知で売つたんだけれども、あきらめてもらえれば丸もうけになるということになるんじゃないかと思うわけです。

そこで、こういう長期多回数契約の場合の実際の消費者の利用率が幾らぐらゐになるのか、これは非常に大事な数字だと思うんですが、これはつかんでいるでしょか。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生の御指摘になられた点は、消化できない回数を契約するということ自体は、通常の常識からしてまさに先ほど申し上げました公序良俗の原則に恐らく反しているんだろうと思います。これは、当事者が消化することについて無理だという契約の内容を押しつけることと自体、契約法上は現行の法規に照らしますれば契約自体は成立しているけれども、公序良俗と申しますが、実際消化できないものを押しつけた販売したという意味では多分契約が無効になる可能性のあるケースだろうと私は思います。これはただ一般論として申し上げたわけでございます。

○山下芳生君 利用率は手元に資料がないということなんですが、私も幾つかの英会話学校に聞いてみたんですが、なかなかはつきりした答えが返らないんです。だから、非常にあいまいなきつと消費者の立場に立って、長期多回数契約をした方にはちゃんとそれを全部消化してもらうということにどうもなつてないような美態があるんじゃないかと推察されるわけです。

別の業界といいますか、ちなみに日本道路公団のハイウェーカードというのがあります。これは少し違うかもしれませんけれども、私は調べてみました。平成十年四月から十一年二月までのハイウェーカードの利用額、それから利用可能額に基づいて実際の利用率というのを出していただいたんです。八八・五%ちゃんと利用されているんですね。こういうことだつたら私は、消費者にとてもやはり一々料金所でお金を払うよりもチケットの方が便利だし、一定割引もありますから、八八・五%使っているのであれば安くなっているんだろうなと思うんです。

そういう意味では、英会話教室等の実態というのもよく調査をしていかなければならぬなと思うわけです。

それで、この中でも指摘されているんですが、長期多回数契約の場合、消費者にとって安くなるということが非常に宣伝されて、メリットになるかのように言われているんですが、これも果たして本当に安くなるんだろうか、深く考えますとかしいのではないかという疑問が生じてしまります。

大阪弁護士会の消費者保護委員会というところが、従来から英会話学校に関する問題を取り上げて研究を続けておられるんですが、ことしの三月に意見書をまとめられました。その中で、いろいろ調査した上でこう分析されているんです。「一括前払い制を採用したことにより授業料が安くなるとは考えられない。語学教室においては、大量発注により物流、経理といった原価以外のコストの軽減が見込まれる物品の販売などとは違ひ、教

室側の経費の大部分は講師の人工費、教室の賃料といったもので占められているからである。」、「授業料の前払い分が大量長期になればなるほど単価が安くなる語学教室も見受けられるが、上述のとおりコストを考えると大幅に安くなるはずがない。限度を超えて安い場合には将来の倒産の危険すら考えられ」と。

これはそのとおりではないかなと思うんです。たくさんチケットを買っていただいた方が多ければ単価が安くなるというような、語学教室の場合はそういう仕組みではないはずだと。にもかかわらず安くなっている教室があるというのには、私はこれはおのずと二つの道しかないと思うわけです。やはり、さつき言つたように途中であきらめの方が出でてくるだろうと、おとといも出ましたけれども、やらずぶつたりを前提にしているのですが、あるいは本当に皆さんがあきらめられる方がいいがでしようか、こういう実態。

○国務大臣(与謝野馨君) 先ほど申し上げましたように、長期契約の業者側のメリットというのはそういう量産によるコスト低減ではないというのは多分先生の御指摘のとおりだと思います。ただ一つメリットとして考えられますのは、収入が長期間的に予測できるという点だけだろうと思います。

先ほど申し上げましたように、社会的常識から見て消化できない回数の契約をして、なおかつそれが期限を設けるということが、期限自体が契約条件としては多分公序良俗に反しているのだろうというふうに私は解釈できるのではないかと思つております。

○山下芳生君 今、そういう大臣の答弁なんですが、これまで英会話学校に関する問題を取り上げて、今おつしやいましたように変な誘引で、あるいは自分の個性を發揮するという意味で大変需要がある面がございます。

私は、こういう真摯な学ぶ意欲に誠実にこだえることこそ業者の社会的使命ではないかと思うんですが、この点は大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(近藤謙彦君) おつしやいますとおり、習得のために自主的な努力をされています。

この二点についていかがでしようか。

○政府委員(近藤謙彦君) 業界のといいましょうか、関係の事業者の中でいろいろなことを考えまして、どういった中身が適切であるかということについて、あるいは社会の信頼という関係からどういったものが適切かということにかんがみまして、自主規制という格好でそのようなルールをつくられることについては大変有効であろうというふうに思つております。

そういう意味で、業界の方の実態に即した自主ルールがさらには一層いいものになりまして、それがきちっと普及するということが重要であらうというふうに思つております。

○山下芳生君 次に、一括前払い契約について伺います。

先ほどの日弁連の意見書では、「本来のサービ

おりません。○山下芳生君 私、この英会話教室に通われている学生の皆さんがどういう意識なのかということもやはり大事な問題だと思うんです。

去年の四月に関西でアレス・トーザという英会話学校が倒産いたしました。その受講者の皆さん方が被害者の会をつくられました。圧倒的に二

十代の若い方々であります。被害者の会で要望書をまとめられた中身を見ますと、こういうくだりがあるんです。「私たち消費者は、自分に合ったスクールや授業を選択し、納得のいく授業料で受講し、安心して語学修得に励みたいところです。しかし、私たちにとって満足のいく教室が少ないといつても過言ではありません。語学スクール業がサービス業でありまた教育産業にあるまじき道ではないかと思うんです。ですが、これはいかがでしようか、こういう実態。この被害者の会の方々は、二千人に上る登録被害者同士でさまざまな情報を共有するとともに、語学教育の場を取り戻すために業界へ振りかえレッスンの呼びかけをされたり、あるいはそういう場がなかなかない場合は格安の自主レッスンの開講をされたりして、あくまでも英会話習得のために自主的な努力をされています。

私は、こういう真摯な学ぶ意欲に誠実にこだえることこそ業者の社会的使命ではないかと思うんですが、この点は大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(近藤謙彦君) おつしやいますとおり、

こういう教育というものは、一方では大変今需要がある面もあります。自己啓発でありますとかある面もあります。おつしやいましたように、業者としましては適切な対応では

そういう意味で、私どもとしましては、必要最小限の規制でこのようなせつかくの意欲を持つて自己啓発をしたい人に対する希望にこたえると同時に、ちゃんととした授業をして需要に対してもちつとこたえている事業者に対する信頼がそれがれるといったことのないよう、必要最小限の規制をすることは必要だというふうに考へておられます。

○山下芳生君 そこで、こういうことがないよう具体的な提案として、公取が先ほどの調査を踏まえた報告書の中でこう提案されているんです。長期で多量のレッスン回数を設定している英会話教室においては、例えば、「普通の社会人が一年間に消化できるレッスン回数は何回程度である」といった点について適切な情報を具体的に提供することが適切である。これは私は非常に親切であり、かつ必要だと。長期多回数契約そのものを規制するのではないとすれば、これは必要な規制です。それから、トーザの被害者の会の方々の提案は、「大量に契約すると授業料が安価になります」という認識が業者側に不足していることについて、割引率は三〇%を限度とするべきではないかというふうな提案もされています。

この二点についていかがでしようか。

○政府委員(近藤謙彦君) 業界のといいましょうか、関係の事業者の中でいろいろなことを考えまして、どういった中身が適切であるかということについて、あるいは社会の信頼という関係からどういったものが適切かということにかんがみまして、自主規制という格好でそのようなルールをつくられることについては大変有効であらうというふうに思つております。

そういう意味で、業界の方の実態に即した自主ルールがさらには一層いいものになりまして、それがきちっと普及するということが重要であらうというふうに思つております。

○山下芳生君 次に、一括前払い契約について伺います。

先ほどの日弁連の意見書では、「本来のサービ

ス取引は代金後払いあるいは一回毎の清算が原則であるが、事業者は一括前払い制により投下資本の早期回収が可能となる。エステティック・英会話教室など経営基盤の弱い事業者が急激に事業を拡大しているのは、こうした事情によるものと考えられる。「他方、消費者は、内容不明確な将来的に不利益を被る。」という指摘ですが、これも実態からすれば当然の指摘でありますし、日弁連さんはこういうことが全く無制約に放任されるとについても検討が必要であろうというふうに提起されておりますが、この点、政府の見解ないし議論の経過を聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(岩田満泰君) 前払い金の御質問と存じますが、これらの契約の中には、今回私どもが講論をしてまいりました四業種の中にもそれぞれ業種によりまして、前払い金の比率でございますとかあるいは一括前払いという形態が多いか少ないかといふのはやさまざまと申しましようか、業種によりましてばらけているというのが実態でございます。

前払い金の比率というかあるいは金額といったものを一律に規制するということは、いろいろな意味での問題が多いといふうに私どもは考えておりまして、言ってみれば前払い金というものがどのくらいの大きさのものであるかということについては、契約をする消費者のサイドにおいてもやはりいろいろと考慮していくべき必要のある部分も、一面もあるのではないかといふに思つておるわけでございます。

○山下芳生君 私、前払い金をするというのは、これは消費者にとってどんな利益があるのかよくわからないんです。これからサービスを受けるのであって、受けたものに対する対価を払うんじやないわけですから。やっぱりこれは事業者の側にとつてのメリットがもう大半であると。しかも、事業者の側にとつても、いわばメリットだけじゃなくて、日弁連さんも指摘されておりますけれど

も、こういうことをやつてはいるが経済的にも不健全な経営形態に頼るおそれがあるという指摘も同時にされていきます。

それで、実態をまた幾つか御紹介したいんです
が、先ほどの大阪弁護士会の意見書には関西中心
に倒産した四つの外国语教室の事例が載っており
まして、例えばその中のアトニー英会話教室、平

弁護団加入被害者二百二十七名である。本件では受講中に次々と買増しを求められ、その結果被害者の購入レッスン数は平均で七百三十七回にもなった。一回の契約でも最高購入レッスン數千回というものもあり、一人あたりの最高損害額は四百三十万九千七百六十三円にも及んだ。一人当たり被害額の平均は約七十四万五千円である。

七回であり、数年先までのレッスンを購入させられていたことがわかる。

によるリゾート開発その他の乱脈経営である。負債総額約三十二億円の内、未受講の受授料に対

応するものが約十一億五千万円を占めた。つまり、前受け金として預かったものをリゾート開発に流用していた、それで倒産しちゃったとい

うとんでもない事例であります。
それからもう一つ、リープ英会話スクール、これは平成十年に倒産をいたしました。

本件では破産申立人が破産に至る経過を報告しているが、それによると前私制の英会話教室の実体がよくわかる。同スクールでは平成五年

十月に資本金わずか三百五十万円でスタートしたが、同年十一月の最初の教室の開業資金だけで約一千四百万円を要し、その後負債は急速に増加

で約四百人分を要した。その不足額は金屬機械からの借入によつてまかなかつた。その後、平成七年三月、同八年十月と、新教室をオーブンしたが、その開設費用約千九百万円は生徒からの前払授業料および借入金によつてまかなかわれた。また固定費として、賃料（三校合計）月額

百三十七万五千円、年額千六百五十万円、人件費は九月及び十月の給与未払額(九月分は一部)が二千二百六十二万六千九百八十円(五十名)ということから人件費だけで年約一億円ということになる。これに広告宣伝料、税、社会保険料などが加わるのであるが、売上は年二億円が最高であった。そうすると、賃料、広告宣伝費、税、社会保険料、借入金の元利返済分は少なくとも赤字だったのであり、これらは生徒からの前払い授業料の預り金で支払われていたことになる。つまり赤字の累積を生徒からの預り金という借金でまかなかったのであり、新規の契約(新しい預り金+借入金)が減少すればただちに資金繰りがいきづまる状態にある一方、前払金をうけた生徒に対する授業を行う債務だけは累積していくのである。

このように前払い式の英会話教室では、生徒からの実質的な借入によって運転資金がまかなわれるという自転車操業状態であり、生徒は一方的に信用リスクを負担させられているといえます。

という実態であります。

これは前払い金を原資にして自転車操業で教室の経営がされている。こういうふうになりがちだということです。これはまさしく業者にとっても、こんな安易な道を進んじゃうと大変経営的にも不健全になるという、これは日弁連さんの指摘がまさにそのとおりあらわれた事例だと思います。

そこで、私は、これはいろいろ理由はあるんでしょうけれども、こういう実態を、前払い制度をこのまま放置していいんだろうか、こういう実態を踏まえるなら何らかのやはり規制をしなければならないんじゃないかと思いますが、もう一度そこまでお話をございましたのように、消費者サイド思っています。

○政府委員(岩田彌泰君) 確かにこのような事例があるのかと存じますが、やはり前払い金というものが、一般の参考人の意見聴取あるいは質疑の中でもお話をございましたように、消費者サイド

にとつても、計画的なエステのサービス提供を受けるとか、あるいは英会話の場合においても非常に計画的な授業を組んでくれるというような、もちろんのサービス提供の形態があるわけでござります。実態といたしましても、学習塾でありますとかあるいは家庭教師派遣については非常に前払いの比率が低いという実態が私どもの調査でもわかつておるわけであります、エステとか外国语会話というところに比較的多い。これは計画的な受講というようなものが一つ絡んでいるというような御説明が、よくうつまること多い現状でござります。

した後日田がコブラーの業界の問題として分船考
考人質疑でもあつたわけでござります。

ういうふうに一律に規制し得るのかということについては、それぞれの事業者において前払い金といいうものをそれなりのサービスの提供との見合いで設定され、十分情報を開示した上で、消

費者もそれを判断して事業者を選択する。こうい
う仕組みというのがやはり基本でございます。前
払い金というのはおよそそういうものでなければ
ならないという上限設定というようなことまで法
はり見えております。

という点の問題でございます。この点は私ども、
産構審においていろいろ議論をされた部分では
ござりますけれども、今回はただいま申し上げた
ような考え方で法津の規制の対象となることでは
法律の規制をもつてやるということが適切かどうか

ない問題として処理をされるのが適当であろうと、このような結論に至つたといふことである。

○山下芳生君 こういう事態、倒産したから深刻になつてゐるわけですが、今回の法改正で、この前払い金で運営されているような英会話教室等が

倒産した場合、これは消費者はどうなるんでしょ
うか。

債権に多分なると思ひますので、その限りにおいて、その倒産の実態がどういうものであるか、破産であるのか会社更生的な道を選ばれるのかにもよると思いますけれども、一般債権としての配分があるというようなことに、これは一般論でござりますが、なろうかと存じます。

クレジットを使っておやりになるというようなケースになりますと、これはどの時点によるかにあります。抗弁権の接続という形が発生をいたしますので、基本的にはと申しますが、その限りにおいてそれまでの債務の提供を受けたまでがクレジットとして支払われるということでございますから、前払いをしたものが債務の提供も受けられずに終わるというところは基本的にはないと申しましようか、相当部分それはないように措置がされるということであろうかと思います。

○山下芳生君 今度はクレジットの場合は抗弁権の接続が可能になるのでこれはかなり効果的だとは思うんです。

実は先ほど紹介したトーザの場合は、ローンを利用する人もいたんですね、むしろ利息が高いとかスタッフがローンを勧めなかつたなどの理由でローンを組んだ方は少数派で、九割の方が現金あるいは銀行振り込みで授業料を貯金をおろして払つちやつているんです。だから、これは法改正前ですけれども、今後もそういうことが起こらないとも限らないわけで、そういう点での今後ウオッチをしながら適切な指導も必要ではないかな

といふことも紹介、指摘しておきたいと思います。それで、今度の法改正でこういういろんな懸念というものをおきく救済していく一つの改正ポイントというのは、中途解約ができるようになつた

ということなんですが、具体的に実際どういう手続になるのか。これは非常に消費者にとっては大事だ

と思うんですが、中途解約をしたいと思った消費者が一方的に中途解約しますと言つたら自動的に

返金はされるのでしょうか。そして、それを自動的に返金しなかつた業者は罰則を受けるのでしょうか。

○政府委員(岩田満泰君) まず、中途解約につきましては一方的な性格のものであるということでございます。

したがいまして、形としては書面をもつて中途解約を申し出られるのがよろしいと思いますが、それを一方的に宣言されること、これがこの中途解約の意味合いでございます。

したがいまして、その上では、これは法律にきつと規定が置かれておりますが、中途解約が行われた場合には、事業者は消費者に対してそれまでに提供された「債務の対価に相当する額」と「解除によつて通常生ずる損害の額」を加えた額を超える金額を支払い請求することができないというふうに支払い請求額の上限が定められておりま

す。特に、この後段で申し上げました「通常生ずる損害の額」を加えた額とは何かということにつきましては、法律上、政令で定めることになつておるわけでございまして、私ども、これがいかなるレベルというものが適当であるかということをこれからよく再度検討いたしまして政令で定めさせていただこう、このようことでございます。

○山下芳生君 そこで、前払いの話にまた戻るんですけど、前払いしているわけですかからもう支払つてあるわけですかからもう支払つてあるわけですか。前払いしているわけですかからもう支払つてあるわけですね。そこで、中途解約したいと一 方的に通告すると、良心的な業者であれば、わかれました、では、法律、政令で定められた上限規定に基づいて損害賠償料としてこれだけいただきます、あとは返金いたしますというふうになるんでしょうかが、業者がそれをしなかつた、意図的に隠すといいますか、消費者の側もそういうことができるという権利があることを知らなかつた場合、これはどうなるんでしょうか。わからずじま

いと消費者被害が救済できないまま放置される可能性も残るんでしょうか。

○政府委員(岩田満泰君) 消費者にはそういう権利がありますけれども、ぜひそういう御理解いたいと思いますけれども、ぜひそういう御理解いたいと思いますけれども、ぜひそういう御理解いたい

利が与えられているということをぜひ御理解いたいと思いますけれども、ぜひそういう御理解いたい

だかないと話がちょっと始まりません。

特に、今回新しく法律をおつきりいたいでいるわけございませんけれども、ぜひそういう御理解はあるという前提でお話をさせていただければ、もしこれらの規定に反したよつて、逆に言いますれば、支払い請求額の上限を定めております中にも規定が置かれております。

これが直罰の道を歩むか、私どもが指示、業務停止命令の道を歩むかという二つの大きな分かれ道はございますが、いずれにいたしましても、そ

ういう形で最終的には罰則をもつて担保されるという道が規定されておるわけでござります。

○山下芳生君 今のは前提が消費者がそのことをちゃんと承知しているということですけれども、はつきり言いますと、先ほどから出でているように、消費者の皆さんのがそういう継続的役務取引において不満に思つていうことを感じた場合に、いろいろ訴えたり相談したりする件数は一割ぐらいしかないんです、二割ぐらいかな。だから、八割の方は不満を持ちながらそのまま放置されているのが実態です。

ですから、ここどころをどう本当に消費者の皆さんに理解していただくのかということがなければこれは絵にかいたもちになつて、消費者被害というものは救済されないまま、法律ができてよかつたねと言つてはいるだけで実態は変わらないと危険性もあると思うんです。

そこで、書面の交付に関して、書面の交付は義務づけられているんですが、書面の交付というのを交付が目的じゃないと私は思つてます。そういう権利があるということを消費者が理解する、わざが目的のはずであります。

御指摘のように、説明ということでございますけれども、私ども、まずは、特に高額の御契約をされた方々に、この間米られた東京都の方も、やはり書面の交付と同時に説明をするということ、理解させるということも義務づける必要があるんじゃないかという提起ですが、これはいかがで

しょう。それは消費者が理解した、わかつたといふことには到底ならないはずであります。

日弁連も、この間米られた東京都の方も、やはり書面の交付と同時に説明をするということ、理

解させることも義務づける必要があるんじやないかという提起ですが、これはいかがで

しょうか。

○政府委員(岩田満泰君) 先ほどの御説明に足らないところがございまして、消費者がそうした中止解約権というものを持ち、それによって損害賠償額に制限が法律上あるんだという、その辺の絡みにつきましては、今先生もお触れになりました途解約権というものを、もし中途解約が行なわれる場合に、この間米られた東京都の方も、やはり書面の交付と同時に説明をするということ、理解させることも義務づける必要があるんじやないかという提起ですが、これはいかがで

てやはり結んだ契約書の内容をぜひ読んでいただきたくということござります。

したがつて、そのうち特に重要なものということについて、現在、訪問販売法の運用の上におきましても、クリングオフというような重要な項目につきましては説明を行うよう指導いたしてきておるわけでございます。

今回、特定継続的債務提供というものがございまして、従来の訪問販売法の中におけるクリングオフとの関連でいえば、極めて重要な要素として例えばクリングオフや中途解約の問題といったような点があろうかと存じますが、そういうものについて同様な措置を講ずるということも考えていいきたい、このように考えておるわけでござります。

私どもが期待をいたしたいのは、高額の契約を結ばれる場合に自分が結ばれた契約の内容はぜひ読んでいただきたい、ということをあわせて期待をいたしたいと思います。

○山下芳生君 終わります。

○梶原敬義君 本題に入る前に、金融監督庁の方にちよつとお聞きし、お願いしいんです。先般、統一地方選挙で帰つてずっと地方をぐるぐる回つて、中小の金融機関の経営者の皆さんとも数人と話をし、また借り手側の中小企業の皆さんとも話をしました。今、御承知のように、赤字法人率といふのは六五%を超えております。こういう状況の中で、金融監督庁さんの言うようなそういう基準でいったらもうどこも貸せません、こう言ふんです。

また、最近、倒産がずっとふえてきておりますが、金融監督庁もこのマニュアルというのをつ

くったようでありまして、それも見せていただきました。

しかし、地元の中小の金融機関というのは業者の皆さんとは長いつき合いをしているわけです。それで、今、彼らの責任で悪くなつたのではなくて、今日の経営不安というのは、あなたも大蔵省にいたが、大蔵省や日銀がバブルの形成過程において放置をしたままどんどん大きくなつていつて、そのバブルを突き刺して経済が収縮して、いわば失われた資産が八百兆とこう言われておる。大多数は民間の中小零細企業というのは不況の波に洗われているんです。自分だけの努力ではどうしようもならぬのです。大変厳しい状況なんです。

そして、地方銀行、地方の金庫、何々金庫とかあるいは信用組合とか、あるいは第一地銀とか、そんなのがいっぱいあります。そういうところは本当に実情はもう音を上げているんですよ。私たちもやっぱり貸し渋りをやらなきゃならぬようになつていています。

これは、そういう実態は十分承知の上でやつていいのかどうなのか、いかがですか。

○委員長(須藤良太郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中曾根弘文君及び陣内孝雄君が委員を辞任され、その補欠として阿南一成君及び山下善彦君が選任されました。

○梶原敬義君 本題に入る前に、金融監督庁の方にちよつとお聞きし、お願いしいんです。先般、統一地方選挙で帰つてずっと地方をぐるぐる回つて、中小の金融機関の経営者の皆さんとも数人と話をし、また借り手側の中小企業の皆さんとも話をしました。今、御承知のように、赤字法人率といふのは六五%を超えております。こういう状況の中で、金融監督庁さんの言うようなそういう基準でいったらもうどこも貸せません、こう言ふんです。

また、最近、倒産がずっとふえてきておりますが、金融監督庁もこのマニュアルというのをつ

アルの基準が厳し過ぎれば、あるいはその現場での運用が非常に機械的になるようであれば、実際の中小企業の経営の現状、あるいは中小企業を中心として融資を行つてあるそういった中小金融機関というものの現在の経営の状況から見て、なかなか円滑な融資が難しくなるのではないか。したがつて、そいつたマニュアルの運用に当たつて、これが機械的、画一的にならないように、また基準についても、業種の特性ですか、あるいは金融機関の規模特性ですか、こういったものに十分分配慮したものとする事、さらには、書いてあるとおりのリスク管理をしていくなくても同様の効果がある別のやり方で特性に応じた管理をしておればそれでよいのではないか、こういったような御意見をちょうだいいたしました。通商産業省さんからも同じようなコメントをちようだいしております。

そういつたものを踏まえまして見直しを行いまして、今月になりましたから成案を得て発表させていただきましたが、その中で今申しましたような点に一つ一つ記述をいたしまして、かつこれを現場の検査官に十分周知をするということで対応することにしております。

特に、中小企業の場合、あるいは零細企業の場合、資本と経営というものが十分に分離されていないケースも多いわけですが、不況のに対する貸し付けと全く同じような考え方でこれを見るということは難しい。

あるいは、その一つでございますけれども、今、赤字が多いということをございましたが、不況のせいもございますけれども、從来から中小企業と企業は、例えは税務対策などの面でなかなか黒字決算といふのはなさらずに、ただ経営者に対し十分な報酬を与え、また経営者がそれを資産化するということで、トータルとしては資産状況は悪くない。あるいは、技術力、成長性といったような定量的な財務状況とは別の発展の可能性といふものを十分持つてあるということがございます

そこで、こういった議論の中で、あるいはこの中間取りまとめというものを十二月につくりまして、これを発表し、パブリックコメントを求めました。そのパブリックコメントの中で、中小企業団体の皆さんあるいは中小の金融機関の皆様から、今御指摘のありましたような、こうしたマニュアルの基準が厳し過ぎれば、あるいはその現場での運用が非常に機械的になるようであれば、実際の中小企業の経営の現状、あるいは中小企業を中心として融資を行つてあるそういった中小金融機関というものの現在の経営の状況から見て、なかなか円滑な融資が難しくなるのではないか。したがつて、そいつたマニュアルの運用に当たつて、これが機械的、画一的にならないように、また基準についても、業種の特性ですか、あるいは金融機関の規模特性ですか、こういったものに十分分配慮したものとする事、さらには、書いてあるとおりのリスク管理をしていくなくても同様の効果がある別のやり方で特性に応じた管理をしておればそれでよいのではないか、こういったような御意見をちょうだいいたしました。通商産業省さんからも同じようなコメントをちようだいしております。

おつしやいましたような経済の状況も十分心得ておりますので、こうした修正を加えたところではありますが、ただ、一つ申し上げておかなければいけないのは、金融機関、特に預金受け入れ金融機関と申しますのは、その背後に預金者といふものがあります。立入検査というような非常に強い監督手法が銀行については求められているというそれがそれでよいのではないか、こういったような御意見をちょうだいいたしました。通商産業省さんからも同じようなコメントをちようだいしております。

これは、預金受け入れ金融機関の立入検査をすると、そこには預金者といふものがあります。立入検査といふ手法の根拠は何なのか。これがおりります。立入検査といふ手法の根拠をたどつてまいりますと、そこは、銀行法の二十五条に業務の健全性あるいは運営の適切性、こういったものを確保するために必要であれば立入検査をする、こうなつておりますけれども、その立入検査といふ手法の根拠は何なのか。普通の事業法人でも適切な運営といふのは求められます。銀行は免許業種であるといふことではあります。銀行は免許業種であるといふことではあります。なぜ免許業種なのか。これは、銀行法の二条にありますように、銀行法の四条にあります。これは御承知のように、銀行法の四条にあります。なぜ免許業種なのか。これは、銀行法の二条にありますように、銀行といふのは預金の受け入れを行い、また為替決済業務を行うといふことではありますから、この預金あるいは決済といふことに

○梶原敬義君 十四分までしかないから、ちょっと質問に要点だけ答えてください。実態について行い、また為替決済業務を行うといふことではどううか。

○委員長(須藤良太郎君) 簡潔に。

○政府委員(五味廣文君) はい、承知いたしました。

実態はよく承知をした上で直したところでございます。

○梶原敬義君 中小企業は、それは税務上、利益を出さない、そういう傾向は知っていますよ。しかし、かつて調子のいいときは赤字法人率という

のは五〇%を切つてござるんですよ。四八%ぐらゐ、今、六五パーなんです。だから、枝葉のことじやなくて、真っ正面から物を見るべきだと思つんです。

そこで、私のところのある地方の都市の、市民服をやつていたその古いだんな社長が首つり自殺をやつたんですよ。それで、何でかと言ふんだ、みんな。あんないいようなところが、何代にもわたつてやつているのに。大変厳しい状況なんだ。

だから、マニュアルあるいは指導も、きょうはぜひお願いしたいのは、時間がありませんからこれ以上言いませんが、問題は、大手の都市銀行あるいは都市周辺のバブルで踊った地方銀行あるいは信用組合とか、地方はバブルで踊っていないところが多いんだ。そういうところが今一番困っているんだ。

だから、あなたが言うのは、それは都市銀行や何かには厳しくやつていいと思う。地方の金融機関というのはやっぱり板挟みになつて非常に苦しんでいるんですよ。だから、むしろ国の支援といふのはこういうところにやるべきだと思うんですね。

いずれにしても、時間がありませんから、今言つた実態といふものは、あなたたちが頭で考えていく以上にやっぱり悩みが多いということで、特に要請をしておきます。

次に移ります。

不正競争防止法の関係でございますが、複製防止技術とか使用管理を無効にする機器、こういうものについて知識がないものですから、通産省の方にできれば現品を示しながらこういうものだという説明を一つはしてもらいたい、それが第一点です。時間がないから全部言います。

それから、差しとめ請求をする、あるいは損害賠償を求める。相手先は、これはどこなんですか。メーカーなのか、販売店なのか、あるいはインターネットでやつている人なのか。その三點聞かせてください。

○政府委員(広瀬勝貞君) 具体例を幾つか申し上げて御説明をいたします。

家庭用ゲーム機というのがござりますけれども、この家庭用ゲーム機は、ゲームのソフトをコンパクトディスクの形で販売しております。このコンパクトディスクはパソコン等で複製をすることはできるわけですけれども、ただ、正規のゲームメーカーが販売しているものにつきましてはパソコンでは複製することのできない信号を埋め込んでおりまして、これを検知しながらゲーム機が回っていくということになつております。したがつて、コピーをしたものでは信号がありませんのでゲームができないということになるわけですけれども、この信号を無効化するようなチップというのが売られておるというようなものがあります。

○櫻原敬義君 差しとめとかあるいは損害賠償といふのはだれにするんですか。

○政府委員(江崎格君) 今回お願いしております法律は、こうした違法な機器あるいはプログラムを提供する行為を不正競争行為というふうに位置づけておりまして、つまり具体的にはそういうつながりの機器などにつきまして販売している方、それからインターネットなどそういった手段を通じてこれを広告して販売している者も入りますし、それから輸入をして販売している業者、こうした人たちが損害賠償などの、あるいは差しとめ請求の対象になる人たちであります。

○梶原敬義君 これを見ますと、税別で二万三千八百円になつておりますが、こういうのを結局どこで売っているんですか。

○政府委員(広瀬勝貞君) 通信販売で売られたたり

でなかなか力押さえににくい。それで一休憩と指揮か、その店で出たのか、あるいはあちこちで売っている、果たしてそれをどうするのかというの非常に難しい問題だと思うんですが、今後行政指導を徹底するよう期待したいと思います。

次に、訪販法のところがありますが、時間がありませんので、はしょった形になると思うんです。が、エステティックについてこの前参考人からいろいろお聞きしまして少し知識が広がったんです。が、どういう層に一番問題が出ているのか、二十代ということを聞きましたが、きのう通産省の皆さんからちょっと聞いたらもつと若い層、そこら辺、男女別とか層とかつかんでいるものがあれば教えてください。

○政府委員(近藤隆彦君) 被害者といいましょうか相談者の年齢層でございますけれども、二十代の大体五六、二三十代二二歳になりますけれ

それから、有料テレビ放送につきましては、契約者以外の方が見ることができないよう、画面にスクランブルをかけておりますけれども、正規の契約者以外の方が見ることができるように、このスクランブルを解除する装置というものが販売されておるというような実態もござります。

また、レンタルビデオ店で借りることのできるビデオにつきましては、特殊な信号がつけられておりまして、そのビデオからコピーをつくりますところ、ビデオデッキ内の回路が反応しまして、画像を著しく乱すことになります。これを解除するような装置というのも売られております。

具体的なものでございますけれども、最後に申し上げましたビデオノイズキャンセラーといったようなものは、市場で販売されておりまして、こういうコンパクトなもので売られております。(資料を示す)この中には、ビデオのコピーを防除するための措置を確実にキャンセルしますという品質保証も在中されておるような代物でございま

そのようなことで、ただいまはこういうものは別に違法ではありませんので、正規のものとして販売されておるのが実情でございます。

難しいかもわからぬ。これはわかりました。
一応、不正競争防止法については私は賛成であります
が、売っている人があつちこつち散らばって

ルの策定がされなかつた同様なことを含めて、写真者の団体は当然のことといいたしまして、アウトサイダー比率の高いという実態にかんがみますと、

私たちとしては、一つはまず地方自治体の御協力を得ましてパンフレットの配付とかあるいは説明会というようなものを開かせていただく必要があると思いますし、それから、そういう会合には事業者のみならず消費者の方々にもといふことでございますが、そのほかにテレビ番組など各種の広報媒体を用いまして御説明をするということであります。

それから、もちろん消費者関係団体と申しますよう、消費者のためにいろいろな形の活動をしていただいている消費者団体にも御協力をお願ひして、そうした窓口を通じても今回の法律改正の内容というものをお知らせするということに全効力を挙げていきたいと考えております。

○梶原敬義君 そちらをちょっとと薄々感じたのは、業界に対しても通産省は地方の通産局もあるし、通産局の方が指導をずっとするという感じで、私は、地方自治体、県、市町村、そこが本気でやる気にならなきや、一々通産省が全部やるといったってそれはできないから、そのとの関係はどうなっているんですか。

○政府委員(岩田満泰君) ただいま手段の一つといふ申しあげたわけですが、先ほど来いろいろな苦情相談のためにP-I-O-NETのデーターのお話が出てまいりますように、各都道府県、自治体には消費者センターのようなものが存在をされるわけでございます。そこにはまさに国民生活センターの数字として出てくるようなものの集計の原点が存在をいたしております。それぞれに毎日御苦労をおかけいたしておるわけでございますので、逆に申しますと、そういうところにこの法律の趣旨の徹底のための一つのルートとして御協力をお願いする、あるいはまた当然そういう意味合いにおいて問題意識も各自治体においては高いわけでございますので、そういうところの御協力も得て説明会をやる、パンフレットを周知していくといった、こういう意味合いで申し上

げたわけでございます。

○梶原敬義君 こういうのは各県にあります県の消費者センターとか、こういうところを通じる、あるいは県行政を通じて広げていかなないと、それはちょっとと実現不可能だと思うんです。日常それにはもう現地は現地でよくわかつておりますから、そこは通産省が抱え込むんじゃなくて、少し地方にお金が要るならお金をおろしてぜひ協力させるようにしたらどうかと、このように思います。

それから、法案十七条の七では業者に対して改善の指示をするということになつておりますが、指示というものは非常にわかりにくいわけです。必要な指示といつてもなかなか、それはどういう形で、これも一々通産省がやるのか、地元の市町村に協力してもらうのか、実際のやり方、こういうところもちょっととわかれば。

○政府委員(岩田満泰君) 御指摘のとおり、十七条の七で主務大臣の指示があるわけでございまして、これはまず基本的に、契約に基づく債務または契約の解除によって生ずる債務の履行の拒否または不当な遅延行為、あるいは重要な事実の不告知、威迫・困惑行為等々があつた場合に対応する措置でございます。

例えば指示の内容といつしまして例を申し上げれば、主務大臣が、不備のある交付書面につきまして記載の内容を適正化させる、あるいは法律に違反する行為を行わないよう従業員の教育について徹底させるように指導するといふような、不當な状態を改善させるために必要な措置を講ずるというところでございます。

○梶原敬義君 あと一分あるんです。

金融監督庁の指導が地方においては大変なんですね。地方の銀行は貸したくとも、それはマニユアルどおりくれば、検査の厳しいやり方あるいは分類の仕方、こういうものからくると、地方の銀行あるいは金融機関はやっぱり貸し渋りをやらざるを得ないと泣いています。それでまた借り手も今困っているんです。その辺について、金融監督庁や大蔵省サイドだけじゃなくて、少し借り手あるいは地方の立場に立つて大臣に頑張つていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 私どももほか先生と同じような懸念を持ちまして、金融監督庁にいろいろなことを申し上げました。それで、最終取りまとめにおきましては、通産省が指摘した問題点は修正されたというふうに評価をしております。特に検査マニュアルを口実にした貸し渋りの防止がチェック項目として追加されたことは重要であると考えております。

小企業の抱えるいろいろな問題も形式的な検査マニュアルどおりの検査ということも一方では必要でございますけれども、やはり実情に応じた物事の判断をしていただきたいと我々は思つております。

○梶原敬義君 終わります。

○渡辺秀央君 この訪問販売法、割賦販売法、この自由主義経済社会の中で難しい一つの法規制との継続的役務につきましては地域性というような点もあり得るかと存じておりますが、ただいま地方法自体への権限委任と申しますが、この意味合いで申しますと、そういうところにこの法律の趣旨の徹底のための一つのルートとして御協力をお願いする、あるいはまた当然そういう意味合いにおいて問題意識も各自治体においては高いわけでございますので、そういうところの御協力も得て説明会をやる、パンフレットを周知していくといった、こういう意味合いで申し上げます。

基本的には大臣ということでございますが、この継続的役務につきましては地域性というような点もあり得るかと存じておりますが、ただいま地方法自体への権限委任と申しますが、この意味合いで申しますと、そういうところにこの法律の改正には過去携わってみましたけれども、やっぱり依然としてこの苦情問題というのは、つくづくいくのになかなか難しい法律だということがよくわかるんです。しかし、私もたびたびこの法律の改正には過去携わってみましたけれども、あるいは国民生活を円滑にやつていく条件をつくりしていくのになかなか難しい法律だということがよくわかるんです。しかし、私もたびたびこの法律の改正には過去携わってみましたけれども、これは切りがないのかもわかりませんけれども、非常に多い。しかも、どうも本質的に解決されていない。先ほどから同僚議員の質問に答えておられた事務当局の答弁もわからぬではないけれども、きれいごとでは済まされない、どうも人間の知恵がどんどん発展してきているのかもわかりま

せんが、しかしさういう感じがいたします。しかし、基本的に、今日の段階に来て、この種の改正でやむを得ないという意味においては、私ももちろん冒頭にこの改正案についての賛成の意を表明しておきます。しかし、後で申し述べますけれども、やっぱりもう少しこの自由主義経済社会の中で消費者が安全な消費生活をやつしていくける、あるいはまた購買生活をやつしていくような仕組みは政治の場として考えていかなきゃいかぬと思うんです。

そういう意味で、最近も国民生活センターに寄せられた消費者からの苦情相談を見たりしますと、平成九年には三十九万件、全国で二十歳以上の成人が二百五十人に一人の割合で苦情相談を持ちかけたことになります。その内容を見ると、さまざまな商品やサービスに及んでいますが、また年代によっては苦情の相談内容も変化しているようです。そういう意味において、今審議しているこの両法案では、規制する商品やサービスはそれが政令で指定されているわけですから、消費者トラブルが社会問題となつて被害が大きくなつてから業種指定が行われるなど、常に私はどうも後追いの感がいたします。

通産事務当局は、被害や苦情がどの程度になつたら、またどの程度社会問題化され得たらその対象とする業種を指定するのか。あるいはまた、その社会問題になつたものは、今度の問題のように三年前、五年前に自主的にルールをつくりなさいといつてやつてきた。その間、どうも荒稼ぎされているものはされてしまつて、どうな感じもする。一体これをどういうふうに考えたらいいんでしょうかと、これが二点目は、継続的な役務取引の対象となるのは、エステティック、外国语会話教室、学習塾、家庭教師派遣事業の四業種だけだと。これは一昨日も参考人からお聞きしました。しかし、東京都の舟橋参考人の話ですと、私はそれを確かめたわけですが、資格講座、結婚情報サービス、自己啓発講座の苦情が多発している、非常に多いという問題

についても触れられました。

今回、どうしてこの四業種に限定してその対象外としたのか。なぜこのあとの三つのものは対象外になったのかということを、前段と後段の話は関連があるけれども、ちょっと伺つておきたいといふうに思います。

○政府委員(岩田満泰君) 業種指定のお話でござりますが、必ずしも被害が出ているその程度だけといいましょうか、あるいは苦情相談の発生状況といふことだけではなくて、やはりその苦情相談といいましょうか、トラブルが起きている内容の質的な側面というようなものもあわせ考える必要があるございますし、この四業種以外にもいろいろな業界の中に自主的な対応ルールのようなものが存在を置いていても、それが全体としてどのような実効性があるのかというようなこともあわせて検討をして、指定をする必要があるかどうかといたことでござります。

なお、この四業種以外のお話につきましては、今回、この法律によりまして指定業務につきましては政令で指定をするということに授權をいただきましたといふ法律改正になつておりますので政令で指定でございますが、私どもがまず少なくともこの法律を提出させていただく段階において政令で指定をする対象業種にするものは、この四業種といふことを念頭に置いて法律を検討させていたただいてきたということでございまして、まずこの四業種が念頭にあるということでござります。これからさらに検討しなければならない点が残つておりますけれども、この法律改正後の法律の施行までのプロセスにおいて、四業種以外は絶対に指定をしないと申し上げているつもりはございません。

ただ、今御指摘がございました三つの業種でございますが、午前中にも御質疑があつたところですが、資格審査のようなものというのではなくてどちらかといいますと従来は電話勧説販売の問題として対応し、今回の継続的役務というのはいわば契約問題に着目いたしておりますので、その中

において契約問題といふものは、そういう内容でいうものはもう少し見させていただく必要があるのかなということは思つております。

自己啓発の問題といいますのは、数字的にはもがくとして、私どもの相談室に寄せられているようなものの中に、内容的にいわばかなりマインドコントロールというようなものに該当するようなものであつたり、高額なものであるということをございまして、したがいまして苦情といふものが親御さんのお話であるというようなことがござります。この点をどういうふうに踏まえて対応するかというのが必要かと思つております。

そういった点も含めてもう少し勉強させていただきたいと思います。

○渡辺秀央君 もう少し早く勉強するように、やつぱり勉強していくんじや追いつかない、そのことを申し上げておきたいというふう思います。

消費者トラブルの実態は、おとといの参考人の話、エステティックのことを聞いてもほつきり由上りでどうも余り健全な商法とは思えませません。これは私の主観ですから、私の感じですかから何ら恥ずることなく申し上げて、それはやつぱり体にさわるような仕事は資格を持つ人間にやらせねばなりません。これは私の主観ですから、そこだけ考えてやっていくべきです。表面のことだけ考えてやつていくからいろいろな問題が社会的に起つてしまふと思ひますよ。それは、いや毛が深いとかきれいになるとか、そんなのは全く医療そのもの、そういう感じがします。

だから、やっぱりもう少し突っ込んで、各通産省から行つた仕事を下請してやる仕事ぢやないんだ。地方通産局というのは、地方の生活の実態を把握して、通産行政に誤りがあるかないかといふことをやるべきでしようが。そういう意味においては、守り、あるいはまた苦情が多くなつてからということでは遅過ぎるということを申し上げておきたい。

祭互助会の場合でも今なお苦情が多い。申し込んだ本人が死亡して、葬儀の祭壇の内容が契約時パンフレットと違っていて家族は世間体を気にして余り苦情を言えない。その点では消費者の心理、内面の弱さにつけ込んだ商売のような感じがします。しかも、冠婚葬祭互助会については既に割賦販売法、私も改正に携わった一人ですけれども、今もつてそういう状態では非常に残念で仕方がない。

断つておきますけれども、私の郷里の新潟県などは極めて健全にやっている。この互助会の活動はほとんど苦情がないと思う。私もよく知っている経営者だ。要するに都会に多い、国民生活センターに寄せられている苦情相談件数を見ても、年間千五百六十件だとの資料によると書いてあるんです。

東京都の消費生活総合センターに持ち込まれた冠婚葬祭互助会に関する苦情の内容は、都合で解約したいが業者と連絡がとれない、または応じてくれないというようなことが多過ぎる。締約時には火葬料は含まれているという説明であったが、今回の説明では上乗せしないと火葬はできないと言われている。そんなばかな話はないわけです。パンフレットに記載されている会員特典の利用を申し込んだが、現在は盛り花やフルーツ詰め合わせはもうやつていいとの返事で対応が悪いとか、ちょっと苦情のあれを調べてみるとそういう苦情が寄せられているわけです。これらの互助会の利用は一生に一度のことであって、世間体もあるでしようし、消費生活総合センターに寄せられた苦情件数以上に、さつき同僚議員も言っていたが潜在的に苦情がある、そつちの方がむしろ問題だと私は思います。

そういったこともこれありで、業種を政令指定するに当たっては、単に苦情件数や被害件数の多少ないをもつて決めるのではなく、こうした外見上苦情の出にくい業種があることも考慮して考えていくべきではないですか。だから、さつきの

地方通産局等の耳をもう少し大きくして、ウサギの耳になつてやつていかなきやいかぬ。また、確かに冠婚葬祭事業は割賦販売法によつてこれまで法規制を受けてきたわけであるけれども、にもかかわらずこういう状態だということに対し、一体どういう指導をあなたたちはやつてゐるのか。

さらに、もうちょっと耳ざわりの嫌なことを言つて、行政にこういうところの団体との関係、せつかく〇Bなりあるいはまた役所にかつてはいた人間がその団体に行くが、この訪問販売法では民法に基づく公益法人として訪問販売協会、通信販売協会が規定されている。これを受けて日本販売協会と全国信販協会が設置されている。冠婚葬祭互助会の業界組織として全日本冠婚葬祭互助協会や全日本葬業協同組合連合会、いずれもみんな通産省の人たちが行つてはいるんです。こういうところがしつかりやつてないで、一体国民は安心した生活ができますか。たまには出でつた連中を役所に呼んで、一回クーリングオフをやつたらどうぞ。私は、この外郭団体に通産省から行くことはいかぬとは言ひません。しかしその後のフォローができるでない。それが私は極めて残念でならないのであります。

そういう意味で、団体に關係者が行つて、しかかもこの今度の法律の対象となつてはいる団体などは組織率がたつた一〇%前後だといふんでしょう。たつた一〇%前後のところに行つて、しかも団体が全然大きくなつていかない。要するに加入があつてはいけない。それでこの法律をつくつて、そしてこの法律の効果が出来るであろうと期待をしていては、我々も期待しますよ。そういう意味では、団体への出向者でもないんでしようけれども、経験者とでも言いましようか、そういう人たちと役所とのしつかりした連携をもう少し図られたらいかがかと。そうでないと、この法律はつくつたはいけれども、ある意味では今度は逆に団体は大きくなつてもやっぱり苦情は依然として絶えないといふようなことにもなつていく。そういう感じが

いたしますので、一体どういうふうに皆さんはお考えになられるか。

エステティックや外国语教室などは自主ルールを策定して被害の未然防止に努めてきたわけだが、組織率の低さもあって消費者からの苦情は一向になくなっている。逆に増加している。

基本的には、おどといの参考人も指摘しておりますが、私も全く同感でしたが、水野議員が消費者契約法のことについて質問しておられました。私も時間がなかつたのでおどといは質問できなかつたんですが、もうその消費者契約法のような統一的な消費者取引法制ということは少し考えていいかなきゃいかぬ。

規制が必ずしもいいと思わない。思わないけれども、このように、キノコのように、タケノコのようなどんどんいろんな問題が出てくる。商売がたくさんふえることも結構だし、廃業よりも新しい事業が起こることの方がはるかに大事であるともよく承知している。また、そのことを大いに奨励もしたい。しかし、消費者をだますような商売あるいは事業があえていくようなことであつてはならぬ、私はそう思う。

そういう意味において、ちょっと事務当局の見解を承つておきたいというふうに思います。

○政府委員(岩田満泰君) 互助会の関係でございますが、私ども、契約款の適正化でございますとか業界における消費者対応の指導ということで、そうした対応を図つてきたわけでございます。

もう少し具体的に申し上げれば、御指摘のように、消費者と実際の例えば葬儀なら葬儀のときの内容との乖離の問題というのがしばしば確かに起きておりました。その意味で、消費者と事業者の間の認識のギャップの解消に向けるということです、契約款におきます役務内容の明確化ということで、十二万円のコースであるとすればどういふ内容の役務が提供されているかということをあらかじめ明確にする、あるいは二十四万円であればどうなのかというようなことを明確にするとい

うようなことで、非常に細かく葬儀なり冠婚なりについてのサービス内容を明らかにする、そういうことの指導をし、業界としてもそういう努力を

しておるということでございます。

なお、不十分な点があるということの御指摘でございますので、引き続きこの点につきましては、特に個々に、確かに私どもも、祭壇と書いてあります。祭壇の中身が不満であるとかなんとかといふ、そういうレベルの御議論もあるようござりますので、そうなりますとなかなか難しい点が入りますが、引き続き御指摘のようなことを踏まえまして指導に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

なお、今回の四業種につきましては、確かに、インサイダーの占める比率も低いということで、なお団体としては弱体なものでございますが、私どもとしても、引き続きこの四業種の関係の団体につきましても、生活産業局などとも協力ををして、自主ルールの策定等々しっかりと団体活動が、より立派なことが行われるように努めるということはもちろんのことでございます。

なお、役所の関係の人間だというお話をございますけれども、私、どの点の御指摘かちょっとわかりませんでしたので、お答えを求められているかどうか存じませんけれども、どの点の関係のことか、ちょっと私、今直ちに理解ができないなったものでございますから、もしされでございますれば……

○渡辺秀央君 しっかりと聞いていなさいよ。

役所にかつていたことのある人が団体に勤務をしていたりと、それを私は、速記録をもう一回読んでみなさい、あなた、ちゃんと聞いていなきやだめだ。そういう意味で、かつて役所にいたことのある人たちがそれぞれの団体にいるんだから、その人たちを再教育というか、物事の徹底あるいは現状ぐらいのことは把握するよう、そこまで気を使って行政というのはやつたらどうですか、もうそういう時代じゃないですかということを申しあげたかったのです。わかりましたか。特定の

どこのこの団体にだれがいたからどうだと言つていることじやないんです。

このエステティックの方も、聞き及びますと、役所にいたとは言つていなかつたが、役所に關係する団体にいた人が今現在やつぱり行つているんです。本人から聞きました。だから、それならばそのようにちゃんとやつてくださいわけです。そのことを言つてある。行つたことがいけないと言つていないんですよ。同じことを何回も言つては時間がもつたないんだけれどもね。

後の質問に答えてください、企画庁。

○政府委員(金子孝文君) ただいま消費者契約法について御質問がありましたので、その部分についてお答えしたいと思います。

現在、自己責任ということが非常に強調されてゐるわけであります。それで、いろんなトラブルがあるわけですけれども、その中で、行政もしっかりやつていかなきやいけませんけれども、やはり消費者自身が自己責任ということを踏まえてしっかり対応していくことが非常に求められているんではないかと、こう考へておる次第であります。

そういうときに、消費者契約法の基本的ねらいは何かと申しますと、消費者契約に関する基本的な民事ルールを定めることによって、仮にその契約取引において被害が生じた場合にはみずから努力によって救済を行つて、そのことを容易にするということが基本的なねらいであります。

これは単にそれだけにとどまらず、平成七年に施行されました製造物責任法、これもどういう効果があつたかといいますと、やはり事業者が安全に相当努力するように自発的な努力を促したという非常に大きな効果があつたと思います。したがいまして、こういう契約における新たなルールの設定というものは、結果として事業者が不適切な契約取引を行うことを防止する上で非常に大きな効果はあるのではないかと、こう考へておる次第であります。

それから三點目としましては、これは非常に括的な民事ルールでありますから、適用範囲にすべき間が生じないわけですから、いろんな新たな商法、新たなサービスが出てくるわけですけれども、そういうものにもまあねく適用されるというメリットがあるということを考えております。そういうことでありますから、午前中にお答えいたしましたけれども、私どもとしましては、国民生活審議会消費者政策部会の報告に基づきまして検討を進めまして、関係各方面と現在いろんな調整を行つておるわけですから、午前中にお答えいたしましたけれども、そういうことを考慮して検討を進めまして最大限努力をしてまいりたいと、こう考へています。

○渡辺秀央君 私はやつぱり勉強してみる必要があると思います。我々政治家も勉強してみる必要はあると思いますけれども、経済活動あるいは市民生活を規制社会に持つていく、あるいは規制取引、今、規制緩和という時代に逆行みたいなこと条件が整えば次期通常国会に法案を提出することを目標として最大限努力をしてまいりたいと、こう考へておるわけですが、その中で、行政もしっかりとやつてしまつて、カバーできるのかという問題はどうもあるよう感じがします。

そういう意味では通産省も、私は、消費経済課というところに行く担当課長はこういう通産省においてももう歴代なかなか難儀な課長。こういう問題が絶えず出てきているんで、そのこともよく承知しております。そういう意味で、一回これは勉強してみる必要があるのかなということだと思います。

私は、法規制をしても消費者行政はそれでいいなんということでお答えしているつもりはあります。せつかく法改正をして、問題はやつぱりその実効が担保されなきや意味がないということだと思つてます。単に事業活動を規制するだけでなくて、自由かつ公正な事業活動を目的とする経済体制をどう維持するかということが一番問題なんで、そういう観点から、これからも我々も検討、努力をしてみる必要があるよう感じながら、現状におけるこの種の問題がこれ以上余りにも雨後

のタケノコのようにどんどん問題を惹起しないよう、むしろタケノコの芽が見えてきたらそこである程度の警告、警告というか注意でしそうね、これは別に通産省でなくても警察庁に頼んでもいいわけです。そういうことで、いろいろな行政の連携が図られていかなきやいかぬ。こんな法律をみんな順番に片つ端から対象の業種を指定してなどいたらこれはもうたまたしたことではないという意味で申し上げているわけです。

これは役所としてぜひ考えていただき、政治家として考えていき、本当にまじめに正直に、あるいは市民生活に期待しながら、何もだまされようと思つてだまされるわけじゃないので、だまされた人はそれで終わりだというような社会にしておいてはいけないという観点から私の感じを申し上げてみたということであります。

○水野誠一君 まず不正競争防止法については、私は、コンテンツサービスビジネスの今後の発展に欠かせない改正であると理解しております。音楽や映画、ゲームソフトなどのコピー機能を無効化する機器、先ほども実物を見せていただきましたが、こういうものが派手に広告されて売られているという現状はいかにも異常であります。コストと時間をかけて開発、提供している事業者の利益を保護するためにも、こうした機器の不公正な取引が不正競争防止法上の不正取引に位置づけられて、差しとめ請求などの対象となることは大きな効果が期待されると思つております。

しかし、こういった法の網をくぐる新しい手法があるいは法の網をくぐる新しい手法が出てくるといふ中で、特にインターネットによる海外取引などをめぐつてのトラブルもこれからふえていくだろうという中で、後手後手に回る対策ではなく次から次にいろいろな新手の業者が出てくる、またあるいは法の網をくぐる新しい手法が出てくるといふ中で、特にインターネットによる海外取引などをめぐつてのトラブルもこれからふえていくだろうという中で、後手後手に回る対策ではなくて、やはりこういった可能性を先取りしていくと

いう政策、これもぜひ考えていただきたいと思いますし、今回の改正が実効性のある措置となること、これを期待したいと思っております。

次に、訪販法、割賦販売法についてあります

のタケノコのようにどんどん問題を惹起しないよう、むしろタケノコの芽が見えてきたらそこである程度の警告、警告というか注意でしそうね、これは別に通産省でなくても警察庁に頼んでもいいわけです。そういうことで、いろいろな行政の連携が図られていかなきやいかぬ。こんな法律をみんな順番に片つ端から対象の業種を指定してなどいたらこれはもうたまたしたことではないという意味で申し上げているわけです。

これは役所としてぜひ考えていただき、政治家として考えていき、本当にまじめに正直に、あるいは市民生活に期待しながら、何もだまされようと思つてだまされるわけじゃないので、だまされた人はそれで終わりだというような社会にしておいてはいけないという観点から私の感じを申し上げておいてはいけないという理由は何かとか、これも既に各委員からいろいろ御指摘、御質問があつたので、ここを繰り返すことはいたしません。

私は二つばかり伺いたいと思っていますが、一つは中途解約した場合の清算ルールでございま

す。今回、中途解約権というのが明文化されるのは保全措置を見送った理由は何かとか、これも既に各委員からいろいろ御指摘、御質問があつたので、ここを繰り返すことはいたしません。

私は二つばかり伺いたいと思っていますが、一つは中途解約した場合の清算ルールでございま

す。今回、中途解約権というのが明文化されるのは大きい重要なポイントだと思っております。一部に悪質な業者が存在をするということにかんがみますと、八日間という非常に短いクーリングオフの期間中には判断できなかつた情報を生かす、また環境の変化に応じて消費者がサービスの中止を求める道が開ける、こういうことで大変結構なポイントではないかと思うのであります。

一方で、難しい点、つまりかかる理由でも中途解約が可能になるということ、これは良質な業者にとって、このように対応してほしいと思います。

○政府委員(岩田満泰君) 御指摘のとおり、今回の法改正によりましては、継続的役務につきましては消費者が事由のいかんを問わずに中途解約ができる。まさに御指摘のように、その場合における清算ルールがどうなるのかということは極めて重要な点でございます。

事由のいかんによって消費者に事業者が請求できる清算ルールにおける金額に差異があるのかどうかという御指摘かと存じますが、この点は実は先ほど来おしかりを受けている平成四年、五年当時の継続的役務をめぐる国会における御議論のときに、まさにやむを得ざる事由による中途解約権といふものが御議論になりました。

遅いではないかとおしかりを受けている一つの事務的な理由としては、やむを得ざる事由といふのは消費者取引において一体何であるのかといふことが実は大変に大きな問題で、私どもの先人を含めて課題であり続けたわけであります。結局、消費者取引においてやむを得ざるかやむを得ざら

が、たびたび報道で取り上げられ、また一昨日の参考人質疑でもお話をありましたように、こういった契約をめぐるトラブル、これはもう本当にふえてきている。しかも、今の時代というのは物離れで、こういったサービスへの消費というものがどんどん高まっていく、今後ますますふえる可能性がある中で、これも大変重要な改正だと思っております。

しかし、なぜ対象が四事業なのかとか前受け金の保全措置を見送った理由は何かとか、これも既に各委員からいろいろ御指摘、御質問があつたので、ここを繰り返すことはいたしません。

私は二つばかり伺いたいと思っていますが、一つは中途解約した場合の清算ルールでございま

す。今回、中途解約権というのが明文化されるのは大きい重要なポイントだと思っております。一部に悪質な業者が存在をするということにかんがみますと、八日間という非常に短いクーリングオフの期間中には判断できなかつた情報を生かす、また環境の変化に応じて消費者がサービスの中止を求める道が開ける、こういうことで大変結構な

これが、中途解約に当たって違約金などの清算ルールは政令によって定めるとされているわけであります。これは解約事由のいかんによって上限に差を設けることを含めて検討中だというふうに伺つているんですが、実際どんなケースを想定してイメージをされているのか、その点について伺いたいと思います。

○政府委員(岩田満泰君) 御指摘のとおり、今回の法改正によりましては、継続的役務につきましては消費者が事由のいかんを問わずに中途解約ができる。まさに御指摘のように、その場合における清算ルールがどうなるのかということは極めて重要な点でございます。

事由のいかんによって消費者に事業者が請求できる清算ルールにおける金額に差異があるのかどうかという御指摘かと存じますが、この点は実は先ほど来おしかりを受けている平成四年、五年当時の継続的役務をめぐる国会における御議論のときに、まさにやむを得ざる事由による中途解約権といふものが御議論になりました。

これが、きょうも海野委員、それから今も渡辺委員からもこの消費者契約法についての御質問がありました。私は同じ質問を繰り返すことは避けたいと思っております。

先ほど、経済企画庁からの御答弁もありまして、また衆議院の商工委員会でも同じような質問について経済企画庁とそれから通産大臣がお答えになつていて、きょうの質疑それから前回の衆議院での質疑を伺つてますと、経企庁は、国民生活審議会の報告を受けてできるだけ速やかに法制化をを目指す、次期通常国会に法案として提出するこ

とを日途として最大限努力をしたい、こういうお答えであったということなんですね。

通産大臣の御見解というは、ややもう少し慎重論のよう伺いました。一般法を消費者契約というだけに着目してつくることの難しさとうようなことを恐らくおっしゃっていたのだと思ふのであります。このあたりというのは通産省の見解と考えていいのか、それとも与謝野大臣が前々から持つておられる持論としておっしゃっていることなのか、ちょっとその辺を私は伺いたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) まず、名前にはれて法律をつくってはいけないということは私の個人的な見解でございます。消費者契約法という名前を聞いただけで消費者が法律によって保護されると思うのは間違いでございまして、むしろそういう法律が法技術的にできるかどうかということ、それから民法との競合関係をどうするかということ、いろいろございます。

そこで、通産省として次のように私どもは考えております。今後消費者契約法というのが仮に立法化されるということを前提に考えを進めてまいりますと、次のような点について議論が深められ

るべきということを期待しております。

第一には、消費者契約法を目指す今日的な消費者取引ルールとしての機能が何であるかについて明確に議論されることが望ましい。すなわち情報流通や交渉力格差に着目し、企業と消費者の関係をいかにバランスをとっていくかについての具体的な議論の深化が期待されるものである。

第二には、新たな包括的な民事ルールとしての位置づけを行うに当たり、個別ルールや公法ルールといかかる役割分担を果たしていくのかについて、実際の消費者取引における具体的なトラブルを念頭に置いた実質的な検討を深めることが必要であると思われる。

第三には、個別の法律条項の明確化や国際統一化の観点で検討をさらに深めることが重要であるということが私どもの立場でございます。

この三つの論点をきちんと検討すべきであるといたことは当然でございまして、こうした論点を詰めていきますと、消費者契約法の成立する余地を疑問視する有識者の意見が数多くあるということをぜひおわかりいただきたい、そのように思つております。

○水野誠一君 今のお話は大変よくわかる御説明だったと思います。

やはりこれは消費者の自己責任という問題と法的にどう保護していくかという問題とのせめぎ合います。

逆に言いますと、余りにも経済企画庁の方がそれ行けというばかりに推進の態度が、姿勢が非常に強く表明されているものですから、今の大臣のお言葉というものが通産省としての統一された見解であるということを伺いまして、大いにそういうふた議論をしていただきたいとお願いをしたいと思つております。

次に、抗弁権の接続についてちょっと伺いたいと思つております。

加納委員から前受け金の保全措置が見送られたということに対する質問がありまして、いかなる理由においても中途解約できる権利を明記したために、解約時の清算ルールを整備した上で自主的に抗弁権の接続について明記されることは、この点について少し伺いたいのですが、例えばエステ業者のフロントでクレジット会社の契約書を書かれる場合には、事業者とクレジット会社の関係は明らかになるわけでありまして、交付書面にも抗弁権の接続について明記されるということになるだろうと思うんです。もし

この抗弁の接続について少し確認をしたいんですが、言うまでもなく、現行の割賦販売法では商品に欠陥があるような場合についてクレジット会社からの支払い請求を拒絶できるという抗弁権の接続規定がある。今回の改正でこれに指定役務を加えるということが大変大きなポイントだと理解をしております。

さらに、その改正の内容というのは、事業者に

クレジット会社から支払いを済ませて消費者がクレジット会社に返済をしているという二者契約の場合のみならず、クレジット会社が消費者に相当額を融資して消費者が事業者に支払いをしている、そして消費者がクレジット会社に返済するという二者間契約になつている場合でも、サービスの中斷に伴つて返済をストップできる。つまり、抗弁権の接続が図られるようになれてはいるという点が特徴ではないかと思います。悪質な業者がやつてきた手口で、これを捕捉できるようにしたことは私は評価できると思います。

割賦販売法のこの部分の条文というのは、一条の三項にある「割賦購入あつせん」の定義規定を一部改正、具体的には、当該役務提供事業者に当該役務提供事業者以外の者を通じて金額を交付する場合を含むという旨を括弧書きで加えることに

よつて措置されているわけですが、当然、事業者と消費者が契約を交わした事実を全く知らないかた第三者的な立場のクレジット会社は消費者に対して請求を続けられる、こういう説明になつています。

この点について少し伺いたいのですが、これがエステ業者のフロントでクレジット会社の契約書を書かれる場合には、事業者とクレジット会社の関係は明らかになるわけでありまして、交付書面にも抗弁権の接続について明記さなければなりません。

この点について少し伺いたいのですが、これがエステ業者のフロントでクレジット会社の契約書を書かれる場合には、事業者とクレジット会社の関係は明らかになるわけでありまして、交付書面にも抗弁権の接続について明記さなければなりません。

この点について少し伺いたいのですが、これがエステ業者のフロントでクレジット会社の契約書を書かれる場合には、事業者とクレジット会社の関係は明らかになるわけでありまして、交付書面にも抗弁権の接続について明記さなければなりません。

この点について少し伺いたいのですが、これがエステ業者のフロントでクレジット会社の契約書を書かれる場合には、事業者とクレジット会社の関係は明らかになるわけでありまして、交付書面にも抗弁権の接続について明記さなければなりません。

ども申し上げるわけでございますけれども、そうした関係が存在するかしないかということによりまして判断をする。実は割賦購入あつせんにつきましては行為形態として規制が行われております。その契約が仮に金銭消費貸借契約というような形をとつてたとしても、その金銭を貸し付ける業者と役務提供事業者の間に特別の牽連関係が存在をすれば、これは契約が貸し付けであろうと何であろうと、信販であろうが割賦購入あつせんに該当するということでございます。

今御指摘のございましたように、今回法律の一部を改正いたしまして、ある貸金業者から例えばお金を借りて、それを一たん消費者が受け取つて、それが今度は役務提供事業者に渡るというようなケースにつきましても、その間に特定の関係が存在すればこれは割賦購入あつせんに該当するんだということをはつきりさせるために改正をさせていただいたわけございます。

問題は、お金を貸すにしろあるいはクレジット会社の場合にせよ、特にクレジット、つまり信販会社と呼ばれるような会社の場合については、通常と申しましようが、ほとんど全部加盟店契約といふような非常に明確な契約関係がございまして、これはまさに牽連関係どころか真つすぐつながつてていることがわかるわけでございますが、段々はつきりしない部分がございます。

そのほか、私どもとしては、資本、人的な構成関係でござりますとか、顧客の紹介に伴つて経済的な利益の提供が行われる、つまり一人紹介をしたらば幾らというような関係がございます。あるいは消費者、事業者、信用業者との間で反復継続して行われて、つまり貸金業者であつたとしても、それとその役務提供事業者の間に反復継続して行われるというような実態的な判断、そういうものを含めて特定の牽連関係があるとみなしあるというふうに考えております。

したがいまして、そのような場合には、先ほどありましたように、仮に店頭で一社を紹介して、例えば二階のお店に行つたらば三階にサラ金があ

りますからお金をあそこで借りてこられたらどうですかと言われたとしても、そのことだけをもつて特定の牽連関係とは申せないと思います。あるいは逆に、二社のうちどれかと言われた場合であつても、それは二社ともに特定の関係が存在をしています。されば牽連関係が存在するということになると思います。結局は、今申し上げましたような資本、人的構成関係とか経済的利益の提供があるような関係になつてゐるか、反復継続してゐるかというような、必ずしも形式的なものではなくて、実態も含めてそういう判断をする必要があるといふふうに考えております。

この点については、最終的にはかなり個別ケースに即して考えなければいけないとこがござい

ますが、消費者トラブルの解決という点から、ぎりぎり、こういう要素のものが考えられる、特定の牽連関係はどういうものなのかということについては、ただいまその一部を申し上げましたけ

れども、さらに精査をいたしまして、解説書などを通じて明らかにしておきたいと私どもは考えております。

解説書につきましては、従来から裁判の上でもそれなりの扱いをいただいています。それで、そういう広く人々の目に触れられる解説書

のような形でお示しをしたい、このように考えております。

○水野誠一君 大変よくわかりました。形式的ではなくて、やつぱりそうした実際上のケースに即した御判断をしていただくということは大変大事なことだと思います。

先ほど来、各委員から消費者教育という問題が出てまいりました。自己責任の問題と教育の問題などはある意味においては表裏一体の問題だと、これは非常に重要なポイントだと思います。

先ほど福山委員が御自分の非常に貴重な体験をおつしやつていただき、これほどわかりやすい教育はなく、ガールフレンドの言葉に乗つちゃいけないという教訓だったのか、忙しいときにそ

んなからお金があそこで借りてこられたらどうですかと言われたとしても、そのことだけをもつて特定の牽連関係とは申せないと思います。あるいは逆に、二社のうちどれかと言われた場合であつても、それは二社ともに特定の関係が存在をしています。

本件は、今申し上げましたような資本、人的構成関係とか経済的利益の提供があるよ

うな関係になつてゐるか、反復継続してゐるかと

いうような、必ずしも形式的なものではなくて、実態も含めてそういう判断をする必要があるといふふうに考えております。

この点については、最終的にはかなり個別ケー

スに即して考えなければいけないとこがござい

ますが、消費者トラブルの解決という点から、ぎ

りぎり、こういう要素のものが考えられる、特定

の牽連関係はどういうものなのかということ

については、ただいまその一部を申し上げましたけ

れども、さらに精査をいたしまして、解説書などを通じて明らかにしておきたいと私どもは考えております。

解説書につきましては、従来から裁判の上でもそれなりの扱いをいただいています。それで、そういう広く人々の目に触れられる解説書

のような形でお示しをしたい、このように考えております。

○委員長(須藤良太郎君) 全会一致と認めます。

本件は、前受け金の保全措置

の一部を改正する法律及び割賦販売法

について採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(須藤良太郎君) 全会一致と認めます。

次に、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法

の一部を改正する法律案について採決を行いま

す。

○委員長(須藤良太郎君) 全会一致と認めます。

本件は、前受け金の保全措置

の一部を改正する法律及び割賦販売法

について採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(須藤良太郎君) 全会一致と認めます。

本件は、前受け金の保全措置

の一部を改正する法律及び割賦販売法

について採決を行います。

見も

ない

よ

う

で

す

。

決

に

入

り

ま

す

。

不正競争防止法の一部を改正する法律案

について採決を行います。

〔賛成の方の挙手を願います。〕

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

ます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(須藤良太郎君) 全会一致と認めます。よつて、平田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、与謝野通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これらを許します。与謝野通商産業大臣。

○国務大臣(与謝野馨君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めまいりたいと考えております。

○委員長(須藤良太郎君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(須藤良太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

与謝野大臣、どうぞ御退席ください。

○委員長(須藤良太郎君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。野中内閣官房長官。

○国務大臣(野中広務君) ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申上げます。

政府は、我が国経済社会の抜本的な構造改革を図り、国際的に開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会を実現していくために、規制緩和の推進とともに、公正かつ自由な競争を一層促進することにより、我が国市場をより競争的かつ開かれたものとするとの観点から、競争政策の積極的展開を図ることとしております。

その一環として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法の適用除外制度について、事業者の公正かつ自由な競争を制限し、消費者利益を損なうおそれがあることから、制度自体の廃止を含めて見直しを行い、昨年三月三十一日の閣議決定、規制緩和推進三年計画において、その見直し結果が得られたところであります。今回は、この見直しの結果を実施に移すに当たり、法律改正をする事項を取りまとめ、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、独占禁止法について、不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止等を行うこととしております。

第二に、独占禁止法の適用除外等に関する法律を廃止することとしております。

第三に、独占禁止法の適用除外制度が規定されている海上運送法等について、適用除外の範囲の限定等を行うこととしております。

なお、これらの改正は、公布の日から一月を経過した日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(須藤良太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うこととしたままであります。

午後二時十四分散会

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案

くは第十一条第一項若しくは第二項に改める。

第六十七条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第六十八条第一項中「又は第二項」を削る。

第八十六条第一項中「同条第二項」を削る。

第八十八条を削り、第八十八条の二を第八十八条とし、第九章の二中第八十八条の三を第八十八条の二とする。

第九十八条中「又は第一項」を削る。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第八条第二項に次のたゞし書を加える。

ただし、次に掲げる事業者団体は、届け出ることを要しない。

イ 当該法律で定められた目的、事業又は業者団体のうち次のいずれかに該当するものとして政令で定めるもの

くは第十一条第一項若しくは第二項に改める。

第六十七条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第六十八条第一項中「又は第二項」を削る。

第八十六条第一項中「同条第二項」を削る。

第八十八条を削り、第八十八条の二を第八十八条とし、第九章の二中第八十八条の三を第八十八条の二とする。

第九十八条中「又は第一項」を削る。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第八条第二項に次のたゞし書を加える。

ただし、次に掲げる事業者団体は、届け出ることを要しない。

イ 当該法律で定められた目的、事業又は業者団体のうち次のいずれかに該当するものとして政令で定めるもの

くは第十一条第一項若しくは第二項に改める。

第六十七条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第六十八条第一項中「又は第二項」を削る。

第八十六条第一項中「同条第二項」を削る。

第八十八条を削り、第八十八条の二を第八十八条とし、第九章の二中第八十八条の三を第八十八条の二とする。

第九十八条中「又は第一項」を削る。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第八条第二項に次のたゞし書を加える。

ただし、次に掲げる事業者団体は、届け出ることを要しない。

イ 当該法律で定められた目的、事業又は業者団体のうち次のいずれかに該当するものとして政令で定めるもの

事業者は、前項に規定する期間内においても、新法第二十九条第一項の認可の申請をすることができる。この場合において、当該期間内に当該認可をすることとする処分があつたときは、当該認可がその効力を生ずる日以後は、前項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に存する旧法第二十九条の届出をした協定、契約又は共同行為で新法第二十八条第四号に該当するものについては、新法第二十九条の二第一項の届出をしたものとみなす。

(内航海運組合法一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に内航海運組合及び内航海運組合連合会が行つてゐる内航海運組合法第八条第一項第七号から第十三号まで(同法第五十八条において準用する場合を含む)に掲げる事業の実施に係る行為に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用については、この法律の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後になつた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(許可、認可等の整理に関する法律の一部改正)
第六条 許可、認可等の整理に関する法律(昭和五十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二十二項第一号を次のように改める。

一 刪除

(証券取引法の一部改正)

第七条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一百九十五条 刪除

第一百九十五条の二を削る。

(船主相互保険組合法一部改正)

第八条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

(本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航

路事業等に関する特別措置法の一部改正)

第九条 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第四十二条」を「第四十二一条第一項」に改める。

平成十一年四月二十八日印刷

平成十一年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局